

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

伊澤タオル株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年5月19日
【会社名】	伊澤タオル株式会社
【英訳名】	IZAWA TOWEL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊澤 正司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿西一丁目26番6号
【電話番号】	03-3476-1162（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 三好 拓人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿西一丁目26番6号
【電話番号】	03-3476-1162（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 三好 拓人

目 次

頁

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	13
3 【事業等のリスク】	15
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	21
5 【経営上の重要な契約等】	25
6 【研究開発活動】	26
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	44
3 【配当政策】	44
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	45
第5 【経理の状況】	58
1 【財務諸表等】	59
第6 【提出会社の株式事務の概要】	100
第7 【提出会社の参考情報】	101
1 【提出会社の親会社等の情報】	101
2 【その他の参考情報】	101
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	102

第三部 【特別情報】	103
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	103
第四部 【株式公開情報】	104
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	104
第2 【第三者割当等の概況】	105
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	105
2 【取得者の概況】	107
3 【取得者の株式等の移動状況】	107
第3 【株主の状況】	108
監査報告書	巻末

第一部 【企業情報】

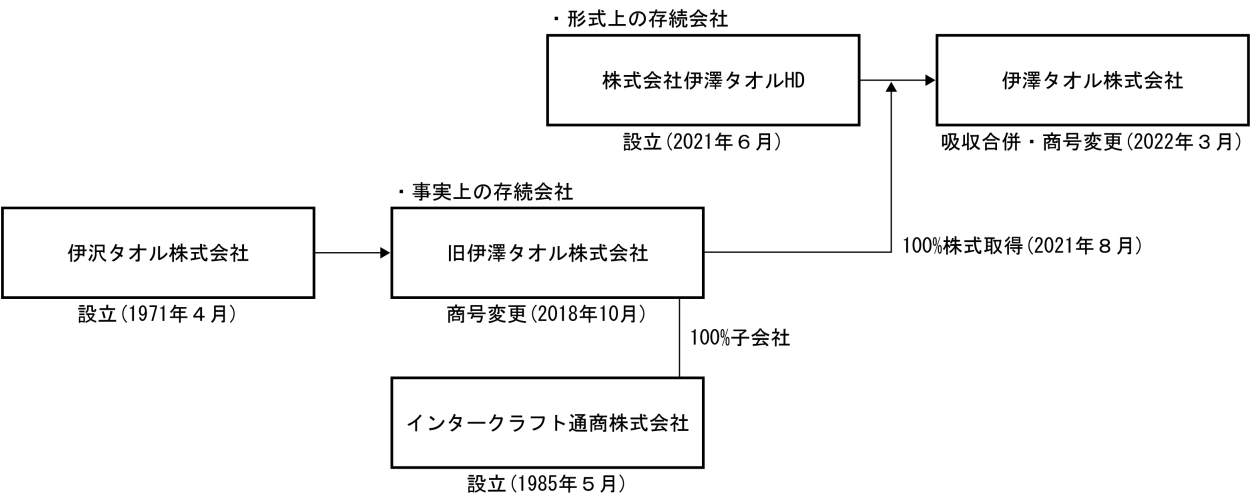
第 1 【企業の概況】

(はじめに)

伊澤タオル株式会社（以下「旧伊澤タオル」とする。）の創業者である伊澤正美はタオル事業を行うことを目的に、1970年10月に旧伊澤タオルの前身となる伊沢タオルを創業、1971年 4 月に伊沢タオル株式会社を設立し、大阪から東京へ活動の場を広げてきました。その後、1997年 4 月に二代目である伊澤正司（現 当社代表取締役社長）が経営を引き継いでからは、タオルのマスマーケットを意識したマーケティングやタオルの素材・製法に関する研究、ファブレスメーカー（注）であることの強みを活かしたアセットライトなビジネスによる低コストな経営を徹底することで順調に業績を伸ばしてまいりました。

会社を長期的に存続・発展させるためには、経営管理機能の強化が不可欠であると考え、事業パートナーとしてジャフコグループ株式会社（以下「JAFCO」とする。）を迎えました。

そしてJAFCOはレバレッジド・バイアウト（LBO）方式による旧伊澤タオル株式取得を目的として2021年 6 月にJAFCOを無限責任組員とするジャフコ S V 6 投資事業有限責任組合が設立した特別目的会社である株式会社伊澤タオルHD（以下「当社」とする。）を設立し、2021年 8 月に当社は旧伊澤タオルの株式を100%取得しました。その後伊澤正司が設立した伊澤キャピタルパートナーズ合同会社に当社の株式の25%を譲渡しております。また、2022年 3 月 1 日付で、当社を存続会社として旧伊澤タオル及びインタークラフト通商株式会社を吸収合併し、商号を伊澤タオル株式会社に変更しております。事業年度の期数は、2021年 6 月 1 日より開始する事業年度を第 1 期としております。



JAFCOは旧伊澤タオルの株式取得にあたり、取得資金を調達することを目的として、2021年 8 月に株式会社福岡銀行及び株式会社三井住友銀行から借入を実施しました。なお、LBOに伴う借入金については2023年 8 月に全額返済し、コーポレートローンへ借換えを行っており、LBO実施時の財務制限条項は解除しております。連帯保証及び担保提供もありません。なお、LBOに関与した旧伊澤タオル経営者である伊澤正司は、上場後も引き続き代表取締役社長として当社の成長にコミットしていきます。

当社は企業経営の健全性の観点からガバナンス体制の強化のため、2024年 2 月の臨時株主総会にて社外取締役を 2 名選任しております。また、2024年 3 月に任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会の構成、取締役の個別報酬の基本方針及び報酬制度の設計について協議するなど、更なるガバナンスの強化に努めております。

(注) ファブレスは「Fabrication facility less」の略であり、ファブレスメーカーは工場を所有せずに製造業としての活動を行う企業のこと。

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
決算年月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
売上高 (千円)	24,700	9,207,828	9,938,817	9,825,360
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△128,905	174,410	1,771,877	980,080
当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	△129,617	243,896	1,103,069	578,533
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	10,000	10,000	10,000	10,000,000
純資産額 (千円)	2,609,087	2,852,983	3,956,053	3,882,271
総資産額 (千円)	6,597,603	7,672,328	9,089,230	8,380,076
1株当たり純資産額 (円)	260,893.84	285,283.50	395.59	388.21
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	65,230.45 (—)	39.00 (—)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△12,961.77	24,389.67	110.31	57.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	39.5	37.2	43.5	46.3
自己資本利益率 (%)	—	8.9	32.4	14.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	59.1	67.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	1,422,418	643,784
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	52,656	△4,132
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△271,254	△884,304
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	1,884,848	1,676,593
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	0 (—)	67 (—)	67 (—)	76 (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は2021年6月1日設立のため、第1期の会計期間は9ヶ月となっております。
3. 第1期はLB0ローンの支払利息や買収のための調査費用等の発生により、経常損失及び当期純損失を計上しております。
4. 第2期の経営指標等の大幅な変動は、2022年3月1日付で、当社の子会社であった旧伊澤タオル、インタークラフト通商株式会社の吸収合併を行い、純粋持株会社から事業会社に移行したことによるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第2期の期首から適用しており、第2期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
7. 第1期及び第2期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

8. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失のため記載しておりません。第2期、第3期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
9. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
10. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
11. 第1期及び第2期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
12. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、三優監査法人により監査を受けております。なお、第1期及び第2期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出した各数値を記載しており、当該数値については株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる三優監査法人の監査を受けておりません。
13. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は存在しないため記載をしておりません。
14. 当社は2024年9月14日開催の取締役会決議により、2024年9月30日付で株式1株につき1,000株の割合で分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）を算定しております。
また、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第1期及び第2期の数値（1株当たり配当額については第4期を除くすべての数値）については、三優監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月
1株当たり純資産額 (円)	260.89	285.28	395.59	388.21
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△） (円)	△12.96	24.39	110.31	57.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	65.23	39.00

(参考) 旧伊澤タオルの経営指標等

当社は2022年3月1日付で、当社の子会社であった旧伊澤タオル、インタークラフト通商株式会社の吸収合併を行いました。吸収合併以後の当社は、旧伊澤タオルの主たる業務を継続して行っているため、参考として旧伊澤タオルの経営指標等を記載しております。

回次	第50期	第51期	第52期
決算年月	2020年2月	2021年2月	2022年2月
売上高 (千円)	3,997,244	5,219,853	6,380,132
経常利益 (千円)	83,860	375,284	464,971
当期純利益 (千円)	57,497	227,508	626,667
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	13,650	13,650	13,650
発行済株式総数 (株)	35,700	35,700	35,700
純資産額 (千円)	872,142	1,099,650	1,359,198
総資産額 (千円)	2,467,157	3,094,566	3,288,540
1株当たり純資産額 (円)	24,429.76	30,802.54	38,072.77
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	1,610.56	6,372.78	17,553.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.4	35.5	41.3
自己資本利益率 (%)	7.9	23.1	51.0
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	44 (—)	48 (—)	53 (—)

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率は、旧伊澤タオル株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 旧伊澤タオルはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
6. 第50期から第52期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく三優監査法人の監査を受けておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は存在しないため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
伊澤タオル株式会社（旧伊澤タオル、実質上の存続会社）の沿革	
1970年10月	大阪府大阪市住吉区に、伊澤正美が伊沢タオルを創業
1971年 4 月	大阪府大阪市住吉区に、伊沢タオル株式会社を設立
1981年 5 月	事業拡大のため、東京都品川区に東京営業所を開設
1985年 5 月	海外生産開始にあたり、100%出資子会社 インタークラフト通商株式会社を設立
1998年 4 月	東京営業所増強のため、東京都港区に移転
2005年 9 月	紡績及び製造工程に関する技術開発のため、技術開発チームを発足
2014年11月	「タオル研究所」を商標登録
2016年 3 月	ISO9001、ISO14001を取得
2016年 4 月	国立大学法人信州大学との共同研究開始、同大学構内に共同研究ラボを開設
2016年 6 月	海外取引先への販売のため、香港に100%出資子会社 IZAWA TEXTILE CO., LIMITED を設立
2017年 5 月	事業拡大のため、東京営業所を東京都渋谷区に移転
2018年 2 月	事業拡大のため、大阪府大阪市東住吉区に商品検品・検針施設を新設
2018年10月	本社登記を大阪府大阪市から東京都渋谷区へ移転し、「伊沢タオル株式会社」から「伊澤タオル株式会社」に商号変更
2019年 4 月	環境負荷低減研究を目的として国立大学法人京都工芸繊維大学との共同研究を開始
2020年 7 月	東京本社にショールームを開設
2020年10月	コーポレートロゴである「IZAWA TOWEL」を商標登録
2020年10月	事業拡大のため、ハービス OSAKA 東棟「ハービス PLAZA」6Fに大阪ショールームを開設
当社（形式上の存続会社）の沿革	
2021年 6 月	JAFCOが株式会社伊澤タオルHD（現 当社）を設立
2021年 8 月	株式会社伊澤タオルHD（現 当社）が旧伊澤タオル株式を取得し100%子会社化
2022年 3 月	株式会社伊澤タオルHD（現 当社）が旧伊澤タオル、インタークラフト通商株式会社を吸収合併し、「株式会社伊澤タオルHD」から「伊澤タオル株式会社」に商号変更
2022年 7 月	国立大学法人福井大学、サステナテック株式会社と共同研究を開始
2025年 1 月	米国に100%出資子会社IZAWA TOWEL INCを設立

3 【事業の内容】

(1) 事業の特徴

当社は、消費者目線を第一として日用品としてのタオルの使い心地にこだわり続けており、「悩んだらこのタオルを買えば間違いない」というタオルのグローバル・スタンダードを創ることをビジョンに掲げております。小売店やキャラクターIP事業者へのタオル製品の企画・販売及びECサイト・Amazon内における自社ブランド「タオル研究所」を軸に、「タオル製品等の企画、製造及び販売」の単一セグメントで事業を展開しているファブレスメーカーです。

当社が事業領域としているタオル業界は、ギフト需要やイベント需要を除く生活需要領域です。当社の主な販売先は、CVS（コンビニエンスストア）、IP事業者（玩具メーカー）、EC事業者、DS（ディスカウントストア）、HC（ホームセンター）、GMS（総合スーパー）、DGS（ドラッグストア）等です。

当社は幅広いターゲット層に対し、ニーズに基づいた日用品タオルを生産する「ODM生産」（ODMは「Original Design Manufacturing」の略であり、委託側からの要望に基づいて製品の設計から製造までを一貫して行うこと）、IP企業と連携し高品質なキャラクタータオルを提供する「キャラクターIP製品」、自社ブランドを展開するB2Cビジネス「EC販売」の3分野に注力しております。

とりわけ、EC販売において「タオル研究所」ブランドのタオルは、Amazonのタオル売れ筋ランキングで第一位から第三位（注）を占めており、多くの消費者に支持されております。「タオル研究所」では当社が独自に企画・開発したタオルを取り扱っており、そこで得た販売動向や消費者からの声などの情報を利用して、当社の各販売チャネルの製品開発にも反映させることで強みを発揮しております。

当社の特徴は大きく2点あります。1点目はファブレスモデルを採用している点です。当社は自社工場をもたず、主に海外の協力工場に製造委託をしております。製品の設計や製造工程の開発に関しては当社が担っており、詳細にわたって協力工場に指示をすることで品質を保証しつつ大量生産を可能としております。2点目はファブレスモデルを活かしつつ、研究・開発から、企画、製造委託、販売までの商流を一気通貫でマネジメントしている点です。これにより消費者のニーズを踏まえた機動的な生産に対応できる体制を整えております。

（注）2025年2月28日時点 出典：Amazonマーケットプレイス

<https://www.amazon.co.jp/gp/bestsellers/kitchen/268267011>

当社製品の商流における各工程の特徴については以下のとおりであります。

1. 研究・開発

当社は、R&Dにも注力するタオルメーカーであり、従来の枠にとらわれない製造方法や素材、設計等新たな開発を実施しております。また、タオルの使い心地の数値化や、使いやすいタオルを科学的に実証、試作、検証することで開発力を高めております。タオルに関する特許取得にも注力しており、自社のみでの研究・開発にとどまらず、大学との共同研究、大手メーカーとの共同開発など、タオル専門の研究員が中心となって、素材・製法の両面から様々な開発・特許取得を進めております。高い技術力はタオルの製造・製法に関する特許取得にも結び付いており、2025年4月30日時点で18件の特許を保有しております。

2. 企画

日本を代表する大手小売企業とのPB商品開発で培った企画ノウハウが社内に蓄積されており、数多くの製品の販売実績を背景とした製品企画が可能となっております。単発のアイデア製品に依存するのではなく、過去の販売データやベシクながらも、長期的な大量販売が期待できる分野の企画力を強みとしております。

3. 製造委託

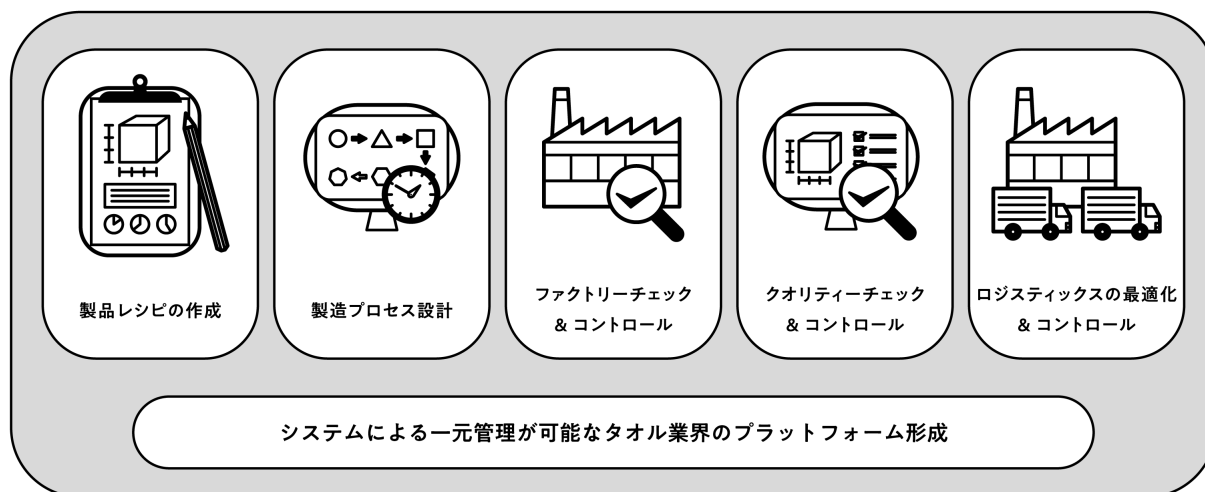
タオル製造は装置産業であり、製造工程において大型の機械（装置）を保有する工場が必要です。当社は自社工場をもたない代わりに、紡績・製織・加工・裁断・染色といった、糸から製品までのタオル製造の全工程を一貫して対応可能な装置を有する大規模工場へ委託しております。それにより、各製造工程を横断して製品開発を行うことで、顧客ニーズに対応した製品を製造できるようになります。また、高い生産効率からくるコスト競争力を持ち合わせている点も当社の強みであると考えております。また、当社は複数の大規模工場とのコネクションがあることから、製造するタオルに応じた工場を選定することで費用・製造時間両面での効率的な生産を可能にしております。

タオル製造においては、主原料である綿花の栽培や、製品染色等の工程で大量の工業排水が生じることなど、環境負荷が高く、工場はそれに対応するためのリソースが必要となります。当社は、自社工場を持たず、先に述べた大規模工場を製造委託先として複数起用することで、小規模な組織でありながら大規模な製造・販売までのバリューチェーンを手掛けることが可能となっております。委託先の選定にあたっては、工場基本情報、生産管理状況、品質管理状況、品質実績の4つの観点で評価をしております。これらの選定の際の基準に加えて、定期的な往査により工場を評価・教育する体制としております。さらに、複数の協力会社の設備を活用した製造が可能であることは、当社のタオル製造におけるイノベーションを促進し、当社の技術力向上に寄与しております。

4. 販売

当社では、営業販売と購買を一体の組織としており、営業担当者が顧客の企画段階からコミュニケーションを重ねつつ、製造委託先ともスペックやコストを交渉し販売・仕入両面を一貫して担当しております。このような体制は営業の迅速さはもちろんのこと、顧客に対して製品詳細や過去データに基づいてより効果的な提案ができることにも繋がっております。また、当社では、過去の様々なODM製品の実績データを下に、価格×スペック×デザインのバランスを最適化するノウハウを社内システム化（IOPMS（注））しており、営業担当者が顧客の要望に応じた製品とその最適な価格を提案することが可能です。

（注）IOPMSは「Izawa Original Production Management System」の略称です。製品の設計図作成から顧客への納品まで、業界唯一のシステム化された管理体制を構築しており、従来のタオル製造を超えるクオリティーと、高いコストパフォーマンスを提供しております。



(2) 製・商品及びサービスの特徴

1. ODM生産

当社の顧客であるCVS（コンビニエンスストア）、EC事業者、DS（ディスカウントストア）、HC（ホームセンター）、GMS（総合スーパー）、DgS（ドラッグストア）等において、日用品として購入しやすい価格のベーシックなタオルから、当社技術を生かした高価格設定のタオルまで、幅広いプロダクトを展開しております。価格ごとにマーケットが分けられているタオルマーケットですが、より多くの顧客層をターゲットに幅広いプロダクトを扱っていることが特徴です。

2. キャラクターIP製品

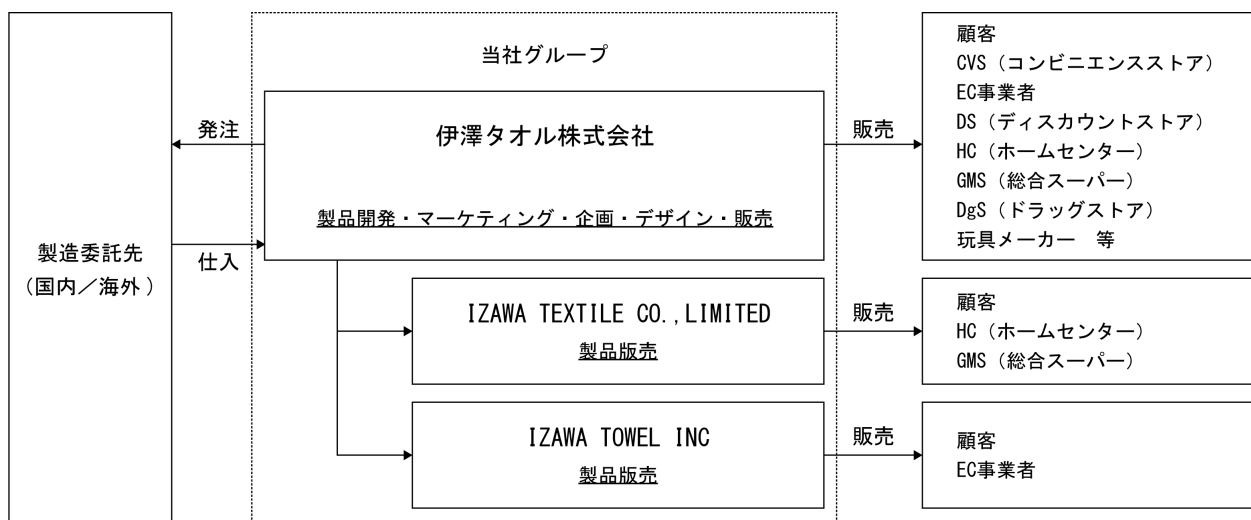
当社の顧客である大手玩具メーカー向けに、キャラクター柄を配したタオル製品や雑貨を供給しております。キャラクター製品は、その表現や配色等に関して著作権保有者及び販売元等のチェック体制が必要となりますが、当社のナレッジを活用しつつ管理体制を構築しており、ニーズに対して的確な製品を製造供給しております。キャラクター製品はプリント等の技術力を要する中で、当社の技術力の強みを活かしたプロダクトであると考えております。

3. EC販売

ECサイト・Amazonで自社ブランド「タオル研究所」のタオル製品を販売しております。Amazonにおけるフェイスタオル及びバスタオルの国内売上シェアは順調に拡大しており、消費者からの口コミも多く高い評価をいただいております。現在、機能・サイズ等の異なるバラエティに富んだラインアップを展開しており、今後もシリーズを追加することとしております。また、ECサイト・Amazonでは、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社サンリオといった大手キャラクターライセンサーとのライセンス契約を締結し、「タオル研究所」ブランドとキャラクターのコラボ製品も展開しております。

以上の製品群の売上高比率は2025年2月期において、ODM生産が56.6%、キャラクターIP製品が26.5%、EC販売が16.9%となっております。

・事業系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(非連結子会社) IZAWA TEXTILE CO., LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 200	タオル製品 等の販売	100.0	当社製品の販売 役員の兼任 1名
(非連結子会社) IZAWA TOWEL INC	c/o Corporation Service Company 251 Little Falls Drive Wilmington, DE 19808-1674 USA	千ドル 10	タオル製品 等の販売	100.0	当社製品の販売 役員の兼任 1名

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当する会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
79	36.5	4年6ヶ月	4,813

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は存在しないため記載をしておりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、タオル製品等の企画、製造及び販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりましたが、労使関係は安定しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合

提出会社

最近事業年度
63.6%

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64条)の規定に基づき算出したものであります。
2. 男性労働者の育児休業取得率、労働者の男女の賃金の差異については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64条)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針について

当社は、企業理念として次の「ミッション/使命」、「ビジョン/未来の姿」、「バリュー/心構え」を掲げております。

ミッション/使命	革命児として、圧倒的な地位を築き、社会に対して大きな価値を約束する。
ビジョン/未来の姿	タオルのグローバル・スタンダードを創出し、世界市場で存在感を示す。
バリュー/心構え	革命児の自覚を持ち最先端を突き進む。 やりとげる力でアイデアを具現化する。 真心を尽くし価値創造の関係を築く。 タオルのプロとして業界で存在感を示す。

(2) 経営戦略について

当社は、「タオルのグローバル・スタンダードを創出し、世界市場で存在感を示す。」のビジョンを実現するため、タオル業界のプラットフォーマーとして、製造業者及び小売業者と一体となり、「タオル製品等の企画、製造及び販売」を行っております。現在は「ODM生産」「キャラクターIP製品」「EC販売」の3つのチャンネルで当社製品を販売しております。当社が今後更なる成長と発展を遂げ、持続的な事業展開を実現するには、これら3つのチャンネルを更に成長させることが重要であると認識しております。なお、前事業年度及び当事業年度の各チャンネル別の売上高は以下のとおりであります。

事業区分	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
ODM生産(千円)	5,408,306	5,557,558
キャラクターIP製品(千円)	2,658,569	2,604,893
EC販売(千円)	1,871,941	1,662,908

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として、のれん償却前当期純利益（注）を重視しており、中期的な事業拡大と収益率の向上により企業価値の向上と株主価値の向上を図ってまいります。前事業年度及び当事業年度ののれん償却前当期純利益の推移は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
のれん償却前当期純利益(千円)	1,304,609	780,073

（注）「のれん償却前当期純利益」とは、当期純利益にのれん償却額を加えた数値であります。

(4) タオル市場規模及び業界環境

①市場規模

国内のタオル及びタオル製品の小売市場規模は、2021年度は約1,560億円、2022年度は約1,580億円、2023年度は約1,588億円（表1）となっております。

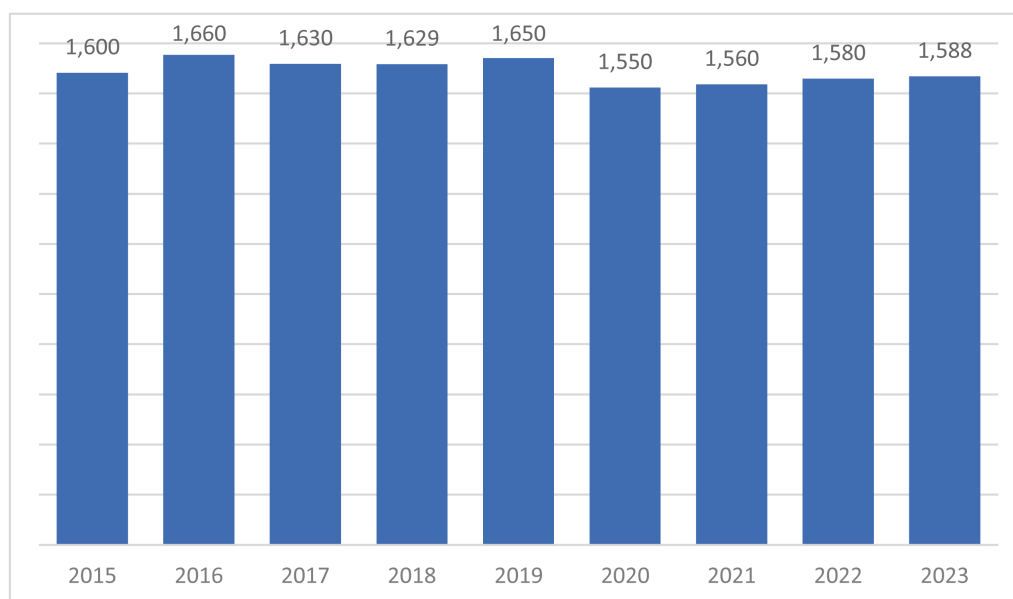
この背景には、コロナ禍を経て家庭でのタオル共用が見直され、抗菌タイプや機能性などのタオルの付加価値が注目されたことなどが寄与したものと考えられます。また、タオル地の原料は高騰しており長引く円安により2023年以降の価格上昇が想定されますが、身近な日用品であるタオル市場の需要は堅調に推移する

ことが考えられます。

一方で、2020年にコロナ禍によって落ち込んだ一部の需要は戻らず、特に贈答用のタオル市場が厳しい状況は現在も続いております。これまでの市場が縮小しつつある中、その合間を縫うようにしてSPA型（調達・企画・生産・物流・販売・在庫管理など、すべての過程を一貫して行う）で製品を提供する大型小売店やホームセンター、100円ショップ、量販店などによる日用品向けの低価格製品の供給が増加していることが考えられます。なお、この市場規模推計では、ホテル及び病院等向けのリネンサプライを含む、いわゆる業務用タオルを除いた推計となっております。

なお2023年度の世界のタオル市場規模に関しては、バスタオルに限っても約1兆5,725億円（Fortune Business Insights「市場研究報告2023 バスタオル市場分析」より110億3,000万米ドルを2025年4月30日TTMである1ドル＝142.57円で換算）となりました。

国内タオル市場の推移（年小売金額／億円）（表1）



出典：株式会社矢野経済研究所「繊維白書2025」

②業界環境

株式会社矢野経済研究所の分析によると、リーマンショックによる景気低迷を機に、ギフトの慣例を取り止める消費者が増加しました。そして、取り止められた慣例は再び戻ることなく、ギフト市場は縮小したままです（矢野経済研究所「繊維白書2025」）。一方で、自家需要を取り込むEC市場は拡大傾向にあります（経済産業省「令和5年度電子商取引に関する市場調査」）。これらの市場動向は、当社主力製品であるタオルにも影響を与えております。

タオル小売市場においては、PB商品を供給する大型小売店が、対面販売に加え、自社プラットフォームにおけるECを強化しております。また、原材料価格の高騰や為替の変動によるコスト増加に対応するため、PB商品開発を加速させております。さらに、ホームセンターや100円ショップ等でのタオル販売も増加し、大手ドラッグストアや家電量販店もタオルを取り扱うようになり、タオル小売のマルチチャネル展開が進行しております。

昨今ではコロナ禍の影響により抗菌機能を付したタオルの需要が増加しており、また、家族間でタオルを共用せずに自分専用のタオルを使用する習慣も生じたこともあり、自家需要のタオル購入枚数は増加傾向にあります（矢野経済研究所「繊維白書2024」）。公共のトイレにあるハンドドライヤーもコロナ禍により使用が減り、男女共にタオルハンカチを持ち歩く習慣も生じております。

新たな販売チャネルとして、キャラクター関連製品にも着目しております。キャラクターIP市場は2兆6,508億円（2023年度、矢野経済研究所「2023年版キャラクタービジネス年鑑」）、アミューズメント市場での2021年度の景品類の店舗購入高は1,010億円（前年比125.3%）（「月刊アミューズメント産業 第620

号」)であり、コロナ禍からの回復は進んでいると考えております。キャラクター I P 市場の成長に伴い、キャラクター付きタオル製景品の販売も増加傾向にあります。

また、E C のトレンドもタオル市場に影響を与えております。E C 市場は13兆5,600億円(2023年度、日本通信販売協会)であり、当社のE C 販売額も伸長しております。

(5) 当社経営環境

足元の経営環境については「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。今後の見通しについては、円安やインフレの進行、ウクライナ情勢、米国新政権の政策動向等の影響を受けるものの、国内経済は中期的に回復基調が続くものと想定しております。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 円安の進行

当社は、製品の大半を国外で製造しており、今後、更なる円安の進行による製品コストの上昇により、厳しい事業環境が続くことも予想されます。そのような想定の中、為替予約取引による一定のリスクヘッジを行いながらも、業務効率の改善やスケールメリットの創出によって価格競争力を常に維持してまいります。

② 適地生産の徹底

当社は、製品製造にあたり、中国、ベトナム、インド及びその他諸外国のサプライヤーに製造を委託しております。製造委託先のある各国には、政治的・社会的な混乱、自然災害・テロ・紛争・感染症によるサプライチェーンの混乱、原材料価格の変動や賃金上昇等のリスクが存在しますが、これら有事の際の損害を最小限に抑えるべく、その国の特色や状況を把握したうえで、機動的な生産地の切り替えや複数の生産拠点の確保、物流の最適化といった対応を図ってまいります。

③ E C 市場の強化

今後、国内販売においてデジタル化がより一層加速すると想定しており、またE C 市場における新規参入による競争激化などが見込まれる中、E C 販売におけるブランド戦略の強化、継続的な新規商材の投入などにより、E C における更なるブランドプレゼンスの向上と、売上の増加を図ってまいります。

④ 内部管理体制の強化による事業基盤強化

当社は、業務運営の効率化やコーポレート・ガバナンス、リスクマネジメントのための内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。引き続き経営の透明性を確保するために内部統制の実効性を高め、内部管理体制の強化に取組み、事業基盤を強化してまいります。

⑤ サステナビリティへの対応

当社は、持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けるために、企業価値の向上を維持しながら地球環境に配慮し、タオル業界におけるサステナビリティに貢献していきたいと考えております。今後は人的資本に関する取組みも含め、サステナビリティ経営の強化に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、サステナビリティに関する取組みを重要な課題とし、企業の役割として中長期的な経済価値の創出のみならず、社会的貢献・責任を果たしながら、持続的な成長と企業価値を向上させることが求められていると認識しております。その上で、脱炭素社会実現に向けた製造技術の開発や、環境マネジメントシステムISO14001の取得を通じてのサステナビリティへの取組みに、積極的に取り組んでおります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであり、将来事項の達成を保証するものではありません。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティに関する重要事項への対応に関して、四半期毎に1回開催されるリスク・コンプライアンス委員会で審議し、変化し続ける事業活動に対応できる体制を構築しております。リスク・コンプライアンス委員会の事務局においては、サステナビリティ関連のリスクである気候変動・環境変化や人的資本について適宜情報収集しております。

(2) 戦略

当社は、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上に向けて、気候変動と人的資本のリスクへの対応を中心に取り組んでまいります。

(気候変動リスク)

気候変動の影響が大きいリスクとして、異常気象や干ばつといった、平均気温上昇を背景として、生産拠点の操業停止、綿花の生育不良、季節性製品の需要の変化を認識しております。これらのリスクに対し、当社では現状中国への一極集中が見られる生産拠点をインドなどの協力工場に分散させるといったBCP対応を進めております。

(人的資本リスク)

当社は、「革命児として、圧倒的な地位を築き、社会に対して大きな価値を約束する。」というミッションのもと、独創的で価値ある製品・サービスを生み出し新しい事業領域を拡大していくために、その基盤となる人材の育成に力を入れております。人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針は、労働人口の減少・高齢化、コミュニケーション不足による品質低下や事業継続危機といったリスクを想定し、コンプライアンス、人権教育、情報セキュリティについての研修を全社員に行っております。

多様な人材の採用・育成として、国籍、性別、年齢など様々なバックグラウンドの社員の採用、OJTを基本としながら、外部研修も取り入れ丁寧な指導を実施しております。

また、産休・育児休業の取得や復職支援、短時間勤務制度、定期的な安全教育・熱中症対策など、安全と健康管理、家庭と仕事の両立がしやすい環境整備を行っております。

(3) リスク管理

当社は、サステナビリティに関するリスク及び機会を含めた全社的なリスクマネジメントについて、リスク・コンプライアンス委員会において把握・分析・評価を行い、改善策を策定するなど、リスクへの対応を行っております。

事業活動に重大な影響を及ぼすリスクについては、速やかに取締役会に報告するとともに、毎月の取締役会で審議し、その優先度を考慮し、迅速な意思決定を目指して取り組んでおります。

(4) 指標及び目標

当社は、生産地の多様化について、次の指標を用いております。なお、人材育成方針に関する指標、当該指標を用いた目標及び実績については、現時点において指標を定めていないため記載をしておりますが、今後、指標を定めて取り込む予定であります。

生産地の分散目標

	中国	インド	その他
2023年2月期	85.0%	2.1%	12.9%
2024年2月期	76.8%	6.8%	16.4%
2025年2月期	67.8%	15.5%	16.6%
2028年2月期目標	40.0%	30.0%	30.0%

(注) 小数点第2位を四捨五入しているため、各欄の合計が100%にならない場合があります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであり、将来事項の達成を保証するものではありません。

(1) 方針

当社は、大規模災害などのリスクを想定したうえで、顕在的・潜在的なリスクを予防し、適切に管理することが持続的な事業の成長には不可欠だと考えており、事業活動に伴うリスクを定期的に洗い出し、重要リスクの特定とその管理体制の強化を常に行っております。

取締役会の諮問機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会は、全社のリスクを一元管理する組織です。リスク・コンプライアンス委員会では、事業への影響度・頻度などを分析・評価し、重要度の高いリスクから発生前の予防を行うことを目指しております。リスク・コンプライアンス委員会は原則として四半期毎に1回の開催としております。さらに、管理担当の取締役を局長とするリスク・コンプライアンス委員会事務局を設置し、毎月1回の会合によりリスク・コンプライアンス委員会運営の効率性及びリスク・コンプライアンス委員会機能の有効性を確保しております。

(2) 個別のリスク

当社の経営成績や財務状況など特に重要度の高いリスクとして認識している主なものとして、以下のものが挙げられます。文中における将来に関する事項は、本書提出日において当社が判断したものです。また、以下は、全てのリスクを網羅するものではなく、本書提出日現在において予見できない又は重要と認識していないリスクの影響を将来的に受ける可能性はあります。

①市場縮小に関わるリスク（発生可能性：高、特定時期なし、影響度：中）

当社の売上は現状国内市場に依存しており、国内消費動向やタオルの国内市場の動向が当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼします。そのため、少子高齢化、人口減少等に起因する国内消費の落ち込み、販売先の戦略・方針・事情等に伴い当社業績が影響を受けるリスク（特に売上構成比が大きい販売先の方針等により業績が大きく変動する可能性がある点を含みます）があり、当社はかかるリスクに適時適切に対応していくことが求められます。当社は消費者のニーズに合った製品を投入し続けることで、シェアを拡大し持続的な成長を目指してまいります。想定を上回る市場の縮小が生じた場合や市場の変化に十分に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②消費者嗜好の変化により業績に影響が生じるリスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：中）

当社は日用品タオルを中心とした製品を取り扱っております。日用品タオルは生活必需品の1つに数えられるため、将来にわたってタオルそのものの利用価値が失われ代替製品に取って代わられることは想定し難いと考えております。一方で、タオルに求められる消費者ニーズは多様化しており、ライフスタイルや素材を切り口とした機能性製品の拡充など嗜好の変化が見受けられます。そのような消費者需要に関する予測や流行の変化に対する的確な対応ができない場合には、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③競合リスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：中）

当社は、自社の研究開発組織により、タオルの使い心地の数値化や、本当に使いやすいタオルを科学的に実証、試作、検証することに加えて、過去の様々なODM製品の実績データを下に、価格×スペック×デザインのバランスを最適化するノウハウを社内システム化（IOPMS）しており、営業が顧客の要望に応じた製品とその最適な価格を提案することで、競合他社との差別化を図っております。

しかしながら、新規事業者の参入等により、新たな高付加価値製品の提供等がなされた場合、当社の競争力が低下する可能性があります。また、これら競争の激化が、品質の向上をはじめとした競合対策に伴うコスト増加要因となることで、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④自然災害に関わるリスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

当社所在地及び取引先工場の所在地において、地震、台風、火災、風水害、建物倒壊などの大規模災害が発生した場合、製品の生産、供給並びに経営管理体制に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社ではリスク・コンプライアンス委員会を中心として、大規模地震、その他大規模災害発生又は発生の恐れがある場合の有事指揮体制の準備、従業員の安全確保、経営資源の被害軽減、二次災害防止、業務早期復旧のためのシステムインフラ並びに、復旧拠点の分散配置の整備、BCP対策の整備などを含む体制の準備に努めてまいります。しかしながら、当社の想定を上回る大規模災害が発生した場合には、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤感染症に関わるリスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

大規模感染症などの世界的拡大により、当社従業員の感染や、感染拡大防止のため生産工場の操業停止などを引き起こした場合には、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

取引先工場の感染状況や操業の見通しなどについては、顧客に対し、適切な情報提供に努めてまいります。また、取引先工場の分散化を図ることで、ロックダウンのリスク低減に努めております。

⑥情報流出、ウイルスへの感染並びにサイバー攻撃に関わるリスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

当社の営業秘密や開発情報などの機密情報が流出・消失した場合、当該情報の回収や、損害賠償の支払などの対処を要し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。機密情報の管理・トレースを徹底するため、当社は、「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ基本規程」「パソコン・スマートデバイス取扱基準」「個人情報アクセス権一覧」などを定めて運用しております。なお、当社はODMをメインとするファブレスメーカーであり、入手する個人情報は限定的です。

また、当社の顧客に対するサイバー攻撃の発生については、与信管理によって特定の顧客に売上を依存することが無いように管理してまいります。当社の取引先倉庫に対するサイバー攻撃の発生については、当社において在庫品の売上は限定的であるため、影響は少ないものと考えております。

⑦知的財産権の侵害に関わるリスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

製品に使用する当社の知的財産権に基づく最新の技術を第三者に模倣され、安価で販売された場合など、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社の製品が他社の知的財産権を侵害していた場合には、多額の賠償請求やライセンス費用の支払請求を受ける可能性が発生し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は、「知的財産管理規程」を定めて知的財産を取り扱う担当者を置き、製品企画時における侵害調査を行って知的財産の侵害防止に努めております。新規技術を開発した際には、積極的に権利化を行っております。被侵害の事実が確認された場合には、顧問弁護士や顧問弁理士と連携し、速やかに法的措置を含めた対処を検討します。

⑧取引先の信用リスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

当社の営業債権である売掛金、受取手形及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当社では、「与信管理規程」を定め、信用情報の分析に基づき、新規販売先については取引先毎に与信限度を設定するとともに毎期一定期間ごとに継続取引先についても与信限度額の調査を行い、信用リスクの回避に努めております。また、仕入先の倒産等で製品の供給に影響が生じる可能性について、当社の取引が仕入先の経営に重大な影響を及ぼさぬようリスク・コンプライアンス委員会事務局において、定期的にモニタリングをしております。取引先の倒産などにより債権回収に問題が発生した場合には当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨為替に関わるリスク（発生可能性：高、特定時期なし、影響度：高）

当社は製品の多くを海外の生産工場から輸入しているため、決済通貨の急激な為替の変動が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。為替の変動リスクへの対応として、想定仕入見込額に基づく先物為替予約取引を実行しており、2025年2月28日現在9,734,025千円の米ドル買建ての為替予約取引の契約を行っており、1年超に受渡日が到来する契約額は3,161,703千円となっております。為替予約の契約の締結の際には、ヘッジすべき通貨、ヘッジ比率や期間など、具体的なヘッジ方針については、財務の安全性に資するかを検討のうえ実施し、取締役会にて定期的にモニタリングを行っております。

当社はヘッジ会計を適用しておらず、また、当社の売上原価は各製品の原価額（仕入及び諸掛費用等）で構成されており、仕入の大半はドル建てとなることから、円高進行時には売上総利益はプラスの影響を受ける一方、為替予約及び外貨建て資産の期末での時価評価によるマイナスの影響を受けます。今後においても為替変動の状況及び想定仕入見込額を踏まえて新たな為替予約契約を締結していくことで、中長期的な為替変動への影響の平準化に取り組んでいく予定ではありますが、為替の急激な変動により為替変動への影響を十分に平準化できない場合や期末の時価評価の影響が大きくなる場合、当社の経営成績に影響が生じる可能性があります。

なお、第3期及び第4期における四半期別の為替差損益を含む主要な財務数値は、次のとおりであります。また、当該数値は、為替の変動による影響を理解するために有用な情報と判断して記載しておりますが、監査法人による監査・レビューを受けた数値ではなく、また、将来の為替の変動による影響が同程度になる保証もありません。

第3期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高（千円）	2,605,445	2,682,864	2,570,843	2,079,664
売上総利益（千円）	721,232	678,921	569,314	319,253
営業利益（千円）	420,479	238,911	153,605	156,580
為替差損益（千円）	228,772	257,560	60,526	320,350
決算日レート（円）（注）	139.77	146.20	147.08	150.74

第4期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高（千円）	2,232,735	2,722,555	2,468,813	2,401,255
売上総利益（千円）	506,482	515,845	503,696	508,287
営業利益（千円）	177,321	166,905	140,534	153,376
為替差損益（千円）	384,432	△ 687,054	577,908	91,762
決算日レート（円）（注）	156.76	144.76	150.71	149.63

（注）決算日レートについては、各期末日における為替レート（TTM）を記載しております。

⑩製品調達コストに関わるリスク（発生可能性：高、特定時期なし、影響度：中）

当社が取り扱う製品の調達価格及び調達に係る費用（以下「製品調達コスト」という。）は、原材料価格や燃料価格の高騰、賃金上昇、外国為替相場での円安の影響、輸送費用の高騰により上昇する可能性があります。当社では、最適な価格での仕入れを実現するために必要に応じ仕入先の変更を行うほか、輸入貨物の積載効率の改善を図り、また定期的に販売価格の見直しを行っておりますが、製品調達コストの上昇が販売価格の見直しに先行する場合には当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪サプライチェーンに関わるリスク（発生可能性：高、特定時期なし、影響度：高）

当社の製品生産国・地域及び製品流通網における、政治・経済情勢の変動、テロ・紛争などによる治安状態の悪化や社会的混乱、地震や風水害などの大規模な自然災害の発生などにより、当社の製品生産の中止や制限、流通網の遮断などが生じた場合には、生産遅延や納品遅延などにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、具体的には、2028年2月期までに中国40%、インド30%、その他30%の生産地の分散目標数値を定め、生産拠点の中国偏重を徐々に是正・分散するサプライチェーンの確立を進めております。

⑫特定仕入先への依存に関わるリスク（発生可能性：高、特定時期なし、影響度：高）

当社の主要な仕入先はSunvim Group Co., Ltd. (中国)であり、2025年2月期の仕入高に対する割合は49.6%となっております。同社とはタオルの製造委託契約として取引基本契約を締結しており、長年にわたる取引関係に基づき、安定した供給体制と価格競争力を確保できているため、仕入高割合が高くなっており、当社の主要な事業活動の前提となっております。当社は今後もこの関係を継続する方針であります。しかしながら、生産工場の存在する地域における、政治・経済情勢の変動、テロ・紛争などによる治安状態の悪化や社会的混乱、地震や風水害などの大規模な自然災害の発生などにより、当社の製品の生産、供給が停止あるいは制限される場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、現状、発生していないものの、同社の経営状況が悪化し、倒産、破産、又はそれに準ずる状況に陥った場合、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

同社との取引基本契約について、同社又は当社が下記のいずれかに該当したときは取引基本契約の全部又は一部を解除できると契約で定められております。

- (1) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (2) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき
- (3) 信用力力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (4) 破産手続、民事再生手続、任意整理、特別清算もしくは会社更生手続の申立て等の事実が生じたとき
- (5) 解散の決議をしたとき
- (6) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約及び個別契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
- (7) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- (8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

当社では、生産工場の偏重の是正・分散を進めております。

⑬期ずれに関わるリスク（発生可能性：高、特定時期なし、影響度：高）

当社はタオル製品等の販売を行っておりますが、販売先の在庫状況や販売先での販売動向等によっては納入時期や販売時期が変更となり、売上及び利益の計上について翌四半期あるいは翌事業年度への期ずれが発生する場合があります。

販売先の状況を適時に把握するよう努め、販売先の分散化を図ることで、期ずれリスクの低減に努めておりますが、これらの事象が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭経営人材に関わるリスク（発生可能性：高、特定時期なし、影響度：高）

代表取締役社長である伊澤正司は、当社の事業推進において重要な役割を果たしております。特段の事情により業務執行が出来なくなった場合、並びにそのような重要な役割を担い得る人材を確保できなかった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は、意思決定及び業務執行が特定の人材に依存することのないよう、取締役会や営業会議等において役員及び社員への情報共有・権限委譲を進め、組織的な経営執行体制を構築しております。

⑮人材育成に関わるリスク（発生可能性：高、特定時期なし、影響度：高）

競合他社との人材獲得競争の激化により採用が計画どおりに進まなかった場合、人材の育成及び多種多様な人材が活躍できる就労環境の整備が順調に進まず、在職する人材の社外流出が生じた場合等には、労働力が不足し、労働生産性が低下する恐れがあり、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑯人権に関わるリスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

当社及びサプライチェーンにおいて、労働環境・安全衛生の悪化や人権侵害行為、特に強制労働や児童労働、ハラスメント、差別的行為など、関係者の人権を著しく傷つける行為が発生した場合には、当社に対する顧客及び取引先の信用低下を招き、当社の製品供給や販売体制が停止あるいは制限されることで、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社、取引先を問わず当社の影響を受けるすべての人の基本的人権を尊重し、当社においては心身の健康や安心・安全、政治的自由の確保を最も重要な責務との考えのもと、企業行動指針・役員職員行動規範を定めております。製品の供給元に対しては、当社の考えを共有したことを宣言する供給元にのみ製品生産を許可しております。人権侵害に関する事象が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会にて調査・審議を行う体制を整

えております。

⑰クレーム・係争リスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。当社が事業活動を行うにあたっては、各種法令を理解し、社内規程等とあわせて遵守することに最善の努力をしておりますが、顧客及び取引先等から当社製品についての不備等により、クレーム・係争等の対象となる可能性があります。これらのクレーム・係争等の発生は予測困難であり、その解決には相当の時間と費用を要する可能性があります。このようなクレーム・係争等が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑱反社会的勢力の排除に関わるリスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

意図せず反社会的勢力と取引を行ってしまう可能性があります。リスクが顕在化した場合、当社に対する顧客、取引先及び社会の信用低下を招き当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、不適切な取引先との間で取引関係を開始することを防止するため、東京都渋谷地区の特殊暴力防止対策協議会に加入することをはじめ、新規取引先との取引開始時に与信・信用調査、取引先の反社会的勢力との関係性や犯罪関与、不祥事等の情報について公知情報から確認を行っております。

⑲化学物質の管理に関わるリスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

意図せず禁止化学物質の混入が起きてしまう可能性があります。リスクが顕在化した場合、当社に対する顧客、取引先及び社会からの信用低下を招き当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。消費者に健康被害があれば、訴訟の可能性があります。当社では、取引工場の不適切な化学物質管理を防止するため、各禁止物質を特定し、毎年1回の不使用宣言書の提出を求めています。また、遊離ホルマリン試験、特定芳香族アミン24種の検出試験を特定製品に行っております。また、ベビー製品を取り扱う一部工場については、包装作業スペースで遊離ホルマリンを検出する検知器を設備させ、作業前の確認を行っております。

⑳のれんの減損リスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

当社は、2021年8月30日に旧伊澤タオル株式の100%を取得したことよりのれんを認識しております。その後、2022年3月1日に当社を存続会社として旧伊澤タオル及びインタークラフト通商株式会社を吸収合併したことにより当該のれんを当社の財務諸表に引き継いでおります。当該のれんについては、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、当社の将来の収益性が低下した場合には、当該のれんについて減損損失を計上する可能性があります。なお、当事業年度の財務諸表に計上したのれんの金額は3,325,405千円となっており、のれんの償却についてはその効果の及ぶ期間を見積り、20年間の定額法により償却しております。当該リスクの対策として、経営成績の定期的なモニタリング、優秀な人材の採用・育成を進め、将来の収益性を向上させてまいります。これらの対策が計画通りに進まず当該のれんに係る減損損失を計上する場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

㉑借入リスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

当社は、金融機関を貸付人とする金銭消費貸借契約を締結し借入れを行っており、最近事業年度末の総資産額に占める有利子負債残高の割合は39.3%となっております。2023年8月に長期借入金の借換（リファイナンス）を行い利息削減に努めておりますが、当該借入は変動金利により行われているため、金融機関の融資情勢や市場金利の上昇による調達金利が変動した場合、当社のキャッシュ・フロー、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

㉒借入金に係る財務制限条項（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

当社は、資金調達方法の一つとして金融機関と金銭消費貸借契約を締結し借入を行っており、株式会社福岡銀行をエージェント兼アレンジャーとする株式会社福岡銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行の3行によるシンジケートローンの契約金額3,755,000千円には、当期損益が2期連続して損失にならないこと、担保提供を行う場合は書面による事前承認が必要なこと等を確約する財務制限条項が付されています。万が一、当社の業績が悪化し、これらの財務制限条項に抵触し、借入金の返済等を行わなければならない状況になった場合には、当社のキャッシュ・フロー、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②③風評リスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

当社や当社の製品について何らかの否定的な風評が広まった場合、当社や当社の製品に対する信用や信頼が低下する可能性があります。当社は品質管理規程、リスク・コンプライアンス基本規程などに基づきリスク発生の未然防止やリスク発生時の対応を行います。それらにも関わらず否定的な風評が広まった場合には、顧客離れが生じるなどし、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②④法令遵守リスク（発生可能性：低、特定時期なし、影響度：高）

当社は、景品表示法、家庭用品品質表示法、個人情報保護法、労働基準法、下請法等の様々な法的規制を受けております。当社では法令遵守に努めておりますが、何らかの法令違反により当社の社会的な信用力が低下した場合及び当社にとって不利な法的規制の改正が行われ当社の事業戦略に影響を及ぼした場合は、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②⑤大株主（ファンド）について（発生可能性：中、特定時期なし、影響度：高）

当社は、JAFCOが投資助言を行う2つのファンドから投資を受けており、本書提出日現在において、当該ファンドが当社の筆頭株主となっております。当該ファンドは当社株式の上場時において、保有する当社株式の一部を売却する予定ですが、当社株式の上場後においても当社株式を一部保有することとなる見込みです。当社株式の上場後においても、株主総会を通じて当社の役員の選解任やその他株主の承認を必要とする事項について引き続き影響を与える等、当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、当社株式の上場後、当該ファンドが当社株式を市場内外で売却する場合又はその懸念が市場において認識される場合、当社株式の需給の悪化又はそのおそれにより、当社株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第4期事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(資産の部)

当事業年度末における資産合計は8,380,076千円(前年同期比7.8%減)となり、前事業年度末と比べて709,153千円減少しました。

流動資産は4,194,779千円(前年同期比7.1%減)となり、前事業年度末と比べて321,125千円減少しました。これは主に現金及び預金が208,254千円、売上債権が196,844千円それぞれ減少したことによるものであります。

固定資産は4,185,297千円(前年同期比8.5%減)となり、前事業年度末と比べて388,028千円減少しました。これは主にのれんが201,539千円、繰延税金資産が29,239千円それぞれ減少したことによるものであります。

(負債の部)

当事業年度末における負債合計は4,497,805千円(前年同期比12.4%減)となり、前事業年度末と比べて635,371千円減少しました。

流動負債は1,432,805千円(前年同期比22.1%減)となり、前事業年度末と比べて405,371千円減少しました。これは主に未払法人税等が326,012千円減少したことによるものであります。

固定負債は3,065,000千円(前年同期比7.0%減)となり、前事業年度末と比べて230,000千円減少しました。これは主に借入金を返済したことによるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産合計は3,882,271千円(前年同期比1.9%減)となり、前事業年度末と比べて73,781千円減少しました。これは当期純利益の計上による利益剰余金の増加578,533千円、配当金の支払による利益剰余金の減少652,304千円によるものであります。

② 経営成績の状況

第4期事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度におけるわが国経済は、物価高による個人消費への影響はあったものの、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあり経済活動は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要があるとあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。国内のタオル及びタオル製品の小売市場規模について、2021年度は約1,560億円、2022年度は約1,580億円、2023年度は約1,588億円（注1）であり、今後も市場規模は1,600億円前後で緩やかに推移すると予想しております。また大手小売業者の開発するPB商品が拡大傾向にあり、PB商品の開発は、価格面だけではなく競合他社との差別化など、価格以外の独自性を実現する手段となる点はタオル製品も同様と考えております。またEC市場についても、新型コロナウイルス禍を経て、普段使いの商品のまとめ買い需要及び実店舗購入より利便性が高いことなどから拡大しております。このような状況のもと、当社は営業活動からの商品ニーズ発掘や店舗調査等のマーケット情報収集、産学連携による共同研究、糸の織り方や薬剤の選定・工夫をした新製法の開発、ECサイト内での新製品販売への取組み等、研究開発や売上の拡大に努めてまいりました。また中国経済の懸念や地政学リスクへの対応として生産拠点の分散を図るために、中国中心の生産から、インドやベトナムでの生産体制の構築にも努めております。この結果、新規取引先の売上伸長はありましたが、EC販売における一時的な要因による在庫滞留に伴う落ち込みや、当初計画に織り込んでいた案件の一部失注や翌期へのずれ込み等が発生した影響もあり、当期の売上高は9,825,360千円（前年同期比1.1%減）となりました。また、円安の進行、人件費や運送費単価の上昇等の影響により、営業利益は638,137千円（前年同期比34.2%減）、為替差益の減少により経常利益は980,080千円（前年同期比44.7%減）、当期純利益は578,533千円（前年同期比47.6%減）、のれん償却前当期純利益（当期純利益＋のれん償却額）は780,073千円（前年同期比40.2%減）となりました。

（注）1．株式会社矢野経済研究所「繊維白書2025」

③ キャッシュ・フローの状況

第4期事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,676,593千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は643,784千円（前年同期は1,422,418千円の収入）となりました。

これは主に税引前当期純利益980,080千円、のれん償却額201,539千円、為替予約（資産）の減少211,648千円により資金が増加した一方で、法人税等の支払額698,311千円により資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は4,132千円（前年同期は52,656千円の収入）となりました。

これは有形固定資産の取得による支出4,132千円により資金が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は884,304千円（前年同期は271,254千円の支出）となりました。

これは主に配当金の支払額652,304千円、長期借入金の返済による支出230,000千円により資金が減少したことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、生産実績に関する記載はしていません。

b 受注実績

当事業年度における受注実績は、次のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは「タオル製品等の企画、製造及び販売」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
タオル製品等の企画、製造及び販売	10,840,127	97.9	2,416,000	172.4
合計	10,840,127	97.9	2,416,000	172.4

c 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは「タオル製品等の企画、製造及び販売」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
タオル製品等の企画、製造及び販売	9,825,360	98.9
合計	9,825,360	98.9

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。なお、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

相手先	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社BANDAI SPIRITS	2,115,683	21.3	1,819,794	18.5
アマゾンジャパン合同会社	1,871,941	18.8	1,662,908	16.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第4期事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(財政状態)

財政状態については、前述の「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(経営成績)

(売上高)

当事業年度における売上高は9,825,360千円(前年同期比1.1%減)となりました。これは主に、新規取引先への販売拡大があった一方で、主要顧客に対する売上高が減少したことによるものであります。

また、各事業区分別の売上高は、ODM生産が5,557,558千円、キャラクターIP製品が2,604,893千円、EC販売が1,662,908千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は7,791,047千円（前年同期比1.8%増）となりました。これは主に、円安の影響によるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は2,034,312千円（前年同期比11.1%減）となりました。売上総利益率は2.3ポイント減少し、20.7%となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は1,396,175千円（前年同期比5.8%増）となりました。これは主に、人員増加による役員報酬及び給与手当が53,033千円増加したことによるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は638,137千円（前年同期比34.2%減）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度における営業外収益は374,798千円（前年同期比57.3%減）となりました。営業外収益の主な内訳は、為替差益367,048千円であります。また、営業外費用は32,855千円（前年同期比55.9%減）となりました。営業外費用の主な内訳は支払利息27,193千円であります。

この結果、経常利益は980,080千円（前年同期比44.7%減）となりました。

(特別利益、特別損失、当期純利益)

当事業年度における特別利益、特別損失は発生しておりません。法人税等合計を401,546千円計上しております。

この結果、当期純利益は578,533千円（前年同期比47.6%減）、のれん償却前当期純利益（当期純利益＋のれん償却額）は780,073千円（前年同期比40.2%減）となりました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「（１）経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性について、当社の資金需要の主なものは運転資金、法人税等の支払、借入金の返済等であり、その資金の源泉としては、営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入により、必要とする資金を調達することとしております。また、不測の事態に備えて、金融機関と当座貸越契約を締結し、必要な資金を適時に確保する体制を整えております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いていますが、当該見積り及び予測については不確実性が存在するため、将来生じる実際の結果はこれらの見積り及び予測と異なる場合があります。当社の財務諸表で採用している重要な会計方針は、「第５ 経理の状況 １ 財務諸表等 （１） 財務諸表 注記事項 （重要な会計方針）」に記載しております。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(のれんの減損)

当社は、のれんについて、その効果の発現する期間にわたって均等償却しております。また、その資産性について対象会社の過去の業績や事業計画を基に検討しており、将来において当初想定していた収益が見込めなくなった場合は、のれんの帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上する可能性があります。

④経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析

「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の当社の経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、のれん償却前当期純利益を重視しており、中期的な事業拡大と収益率の向上により企業価値の向上と株主価値の向上を図ってまいります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 基本契約

相手先の名称	国名	契約締結日	契約内容	契約期間
Sunvim Group Co., Ltd.	中国	2018年 8月8日	タオルの製造委託契約	2018年8月8日から1年間 (自動更新)

(2) ライセンス契約

相手先の名称	国名	契約締結日	契約内容	契約期間
ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社	日本	2023年 7月1日	相手先の保有・管理するディズニーキャラクターの形状や名称等をタオル製品に使用して日本国内で販売する権利及びその権利の範囲内でサブライセンスする権利の許諾契約	2025年1月1日から 2025年12月31日まで (契約満了前の協議により合意された場合には更新可能)

(注) 対価として、一定率のロイヤリティを支払っております。

(3) 共同研究契約

相手先の名称	国名	契約締結日	契約内容	契約期間
国立大学法人信州大学	日本	2018年 5月1日	新規高水分拡散性タオルの開発とその評価方法に関する研究	2018年5月1日から 2026年3月31日まで
国立大学法人福井大学 サステナテック株式会社	日本	2022年 7月19日	超臨界二酸化炭素を用いる染色整理技術に関する研究	2022年5月1日から 2026年4月30日まで

6 【研究開発活動】

第4期事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度の研究開発活動は、従来どおり、顧客に信頼される「タオル」を開発することに加え、地球の環境に配慮した製品を開発すべく研究を日々積み重ねております。「タオル」に係る技術の要素としては、「原料」「糸」「染色」「製織」「検査」があり、最終的にはより消費者に受け入れられる「タオル」を提案するために当社では各技術について研究開発活動を行っております。通常の研究開発においては、東京本社内及び大阪本社内の試験設備を利用し、自社にない試験設備については、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの試験設備を利用しております。研究開発の結果、高度な技術的思想については特許出願を行っており、2025年4月末時点では18件の特許を保有しております。その技術の実施について、複数国の生産工場において技術指導を行い、競争原理を働かせながら、特許発明を利用した製品を消費者により安価で提供することを研究開発活動の一環として行っております。

具体的な研究開発活動は以下のとおりであります。

①産学共同研究による取り組み

産学共同研究として、国立大学法人信州大学ファイバーイノベーション・インキュベーター施設を借り、同大学繊維学部と全く新しいタオルの開発に取り組んでおります。

②紡績技術に関する研究成果

当事業年度は、旋回空気紡績法（注）により芯鞘構造糸（注）を紡績し、さらに芯鞘構造糸の撚り方向とは逆撚りの水溶性繊維と合撚し、単糸としたパイル糸を使用したタオルを特許出願しました。水溶性繊維糸の巻き付け方向を芯鞘構造糸の撚り方向と逆にすることで、ソフトで膨らみのある風合い、少ない毛羽落ち、かさ高さ、洗濯後の膨らみ維持、少ない濡れ戻り、快適な拭き心地を備えたタオルの開発に成功しました。本開発技術は、2024年5月に特許出願に至っております。当該出願は、同年7月に登録となりました。さらに同年8月に国際（PCT）特許出願を行いました。

タオルに使用する「糸」に着目し、高度な科学技術を利用する紡績方法と、その方法によって最大限の機能を発揮しうる原綿の選別方法を組み合わせ、吸水性を維持しながらよりソフトでバルキー性（注）が高く、しかし毛羽落ちは最小限に抑えたタオルの開発に成功し、2023年4月に特許出願に至っております。当該出願は、同年10月に登録となりました。

また、当社はエアージェット精紡機（注）を利用した紡績糸を使用したタオルについての特許はすでに登録となっておりますが、芯成分をマルチフィラメント（注）、鞘成分を綿としたエアージェット紡績糸（注）により、サイジング（糊付け）（注）工程において、真水を使用しない技術についての登録特許を保有しております。2023年11月に当該日本国登録特許について、欧州・米国を指定国とする国際（PCT）特許出願を行いました。

③地球の環境に配慮した研究成果

当事業年度において、当社は、サイロスパン精紡糸（注）を捲縮することによって、無撚糸・甘撚り糸を紡績してタオルを製織するという特許を出願しました。通常、無撚糸や極甘撚り糸を紡績するには、水溶性繊維（ポリビニルアルコール）などを使って紡績します。しかし、ポリビニルアルコールの問題点として、難分解性、マイクロプラスチック汚染のリスク、そして廃水処理の効率低下が挙げられます。当社は、マイクロプラスチック汚染を回避しながらも、高度な紡績技術を利用して地球にやさしい無撚糸・極甘撚りのタオルを実現すると同時に、吸水性・耐久性・耐洗濯性を向上することに成功しました。

なお、当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は27,156千円であります。

（注）

旋回空気紡績：圧縮空気を利用して繊維を撚り合わせ、糸を紡績する方法
芯鞘構造糸：平行に引き揃えた繊維を芯に配し、鞘となる繊維で覆われた糸
バルキー性：「かさ高さ」や「ふくらみ」
エアージェット精紡機：圧縮空気を利用して繊維を撚り合わせ、糸を生成する紡績機械

マルチフィラメント : 複数の細い長繊維（フィラメント）を束ねて1本の糸にしたもの

エアージェット紡績糸 : エアージェット精紡機によって作られた糸

サイジング（糊付け） : 織物の製造工程において、縦糸に糊を塗布する作業

サイロспан精紡糸 : 羊毛紡績のために開発された、複数本の粗糸を撚り合わせて単糸とする紡績方法による糸

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、3,535千円であり、その主な内容は東京本社の内装工事及びノートパソコンの購入費用に係るものであります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は「タオルの製品等の企画、製造及び販売」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
東京本社 (東京都渋谷区)	タオル製品 等の企画、 製造及び販 売	本社機能 営業設備 開発設備	93,148	4,303	579,949 (281.24㎡)	1,617	679,019	45
大阪本社 (大阪府大阪市住吉区)	タオル製品 等の企画、 製造及び販 売	本社機能 開発設備	589	1,117	40,202 (220.70㎡)	—	41,909	19
大阪ショールーム (大阪府大阪市北区)	タオル製品 等の企画、 製造及び販 売	営業設備	0	281	—	—	281	12

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 「その他」は機械装置、ソフトウェアの合計であります。
3. 大阪ショールームについては、建物を賃借しており、年間賃借料は10,820千円です。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年4月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	10,000,000	—	—

(注) 2024年9月14日開催の取締役会決議により、2024年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権

決議年月日	2022年2月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 54(注) 6
新株予約権の数(個) ※	193 [158](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 193,000 [158,000] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	287.578(注) 2、5
新株予約権の行使期間 ※	2025年2月1日～2032年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 287.578 資本組入額 143.789(注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 当社株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (4) ベスティング条項

新株予約権者は、新株予約権を行使することができることを条件に、以下に定める日から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる。

- ① 本新株予約権の行使期間の初日から2026年2月末日までの間は、新株予約権の個数の10%に相当する数（当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を整数単位に切捨てた数とする。以下同じ。）を上限
 - ② 2026年3月1日から2027年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の15%に相当する数を上限
 - ③ 2027年3月1日から2028年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の24%に相当する数を上限
 - ④ 2028年3月1日から2029年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の36%に相当する数を上限
 - ⑤ 2029年3月1日から2030年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の58%に相当する数を上限
 - ⑥ 2030年3月1日から本新株予約権の行使期間の末日までの間は、本新株予約権の行使につき行使可能個数の上限は設けない
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
- ### 4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
 - (a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の過半数の決定又は取締役会決議により承認された場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記表に定める「新株予約権の行使の条件」の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄し若しくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 2024年9月14日開催の取締役会決議により、2024年9月30日付で株式1株につき1,000株の割合で分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利喪失及び取締役就任等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は取締役1名、従業員34名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2022年2月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3(注)7
新株予約権の数(個) ※	236 [54](注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 236,000[54,000] (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	287.578(注)3、6
新株予約権の行使期間 ※	2025年2月1日～2032年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 288.164 資本組入額 144.082(注)6
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき586円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 当社株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (4) ベスティング条項

新株予約権者は、新株予約権を行使することができることを条件に、以下に定める日から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる。

- ① 本新株予約権の行使期間の初日から2026年2月末日までの間は、新株予約権の個数の10%に相当する数（当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を整数単位に切捨てた数とする。以下同じ。）を上限
 - ② 2026年3月1日から2027年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の15%に相当する数を上限
 - ③ 2027年3月1日から2028年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の24%に相当する数を上限
 - ④ 2028年3月1日から2029年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の36%に相当する数を上限
 - ⑤ 2029年3月1日から2030年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の58%に相当する数を上限
 - ⑥ 2030年3月1日から本新株予約権の行使期間の末日までの間は、本新株予約権の行使につき行使可能個数の上限は設けない
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
- (a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の過半数の決定又は取締役会決議により承認された場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記表に定める「新株予約権の行使の条件」の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄し若しくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
6. 2024年9月14日開催の取締役会決議により、2024年9月30日付で株式1株につき1,000株の割合で分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。
7. 付与対象者の権利放棄により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は取締役2名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2023年5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 51(注)6
新株予約権の数(個) ※	226 [169](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 226,000 [169,000] (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	310(注)2、5
新株予約権の行使期間 ※	2025年6月3日～2033年5月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 310 資本組入額 155(注)5
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 最近事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 当社株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (4) ベスティング条項

新株予約権者は、新株予約権を行使することができることを条件に、以下に定める日から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる。

- ① 本新株予約権の行使期間の初日から2026年2月末日までの間は、新株予約権の個数の10%に相当する数（当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を整数単位に切捨てた数とする。以下同じ。）を上限
 - ② 2026年3月1日から2027年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の15%に相当する数を上限
 - ③ 2027年3月1日から2028年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の24%に相当する数を上限
 - ④ 2028年3月1日から2029年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の36%に相当する数を上限
 - ⑤ 2029年3月1日から2030年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の58%に相当する数を上限
 - ⑥ 2030年3月1日から本新株予約権の行使期間の末日までの間は、本新株予約権の行使につき行使可能個数の上限は設けない
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
- ### 4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
 - (a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の過半数の決定又は取締役会決議により承認された場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記表に定める「新株予約権の行使の条件」の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄し若しくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 2024年9月14日開催の取締役会決議により、2024年9月30日付で株式1株につき1,000株の割合で分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。
6. 付与対象者の権利放棄、退職による権利喪失及び取締役就任等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は取締役3名、従業員39名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2024年7月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 32(注)6
新株予約権の数(個) ※	60 [48](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 60,000 [48,000] (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	600(注)2、5
新株予約権の行使期間 ※	2026年8月2日～2034年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 600 資本組入額 300(注)5
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 最近事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 当社株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (4) ベスティング条項

新株予約権者は、新株予約権を行使することができることを条件に、以下に定める日から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる。

- ① 本新株予約権の行使期間の初日から2027年2月末日までの間は、新株予約権の個数の15%に相当する数（当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を整数単位に切捨てた数とする。以下同じ。）を上限
 - ② 2027年3月1日から2028年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の24%に相当する数を上限
 - ③ 2028年3月1日から2029年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の36%に相当する数を上限
 - ④ 2029年3月1日から2030年2月末日までの間は、本新株予約権の個数の58%に相当する数を上限
 - ⑤ 2030年3月1日から本新株予約権の行使期間の末日までの間は、本新株予約権の行使につき行使可能個数の上限は設けない
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
- ### 4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

(a) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の過半数の決定又は取締役会決議により承認された場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記表に定める「新株予約権の行使の条件」の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄し若しくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 2024年9月14日開催の取締役会決議により、2024年9月30日付で株式1株につき1,000株の割合で分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」「新株予約権の行使時の払込金額(円)」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

6. 付与対象者の退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は従業員25名となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月1日 (注) 1	1	1	0	0	—	—
2021年8月24日 (注) 2	1, 096	1, 097	300, 000	300, 000	175	175
2021年8月27日 (注) 3	8, 903	10, 000	1, 219, 194	1, 519, 195	1, 219, 185	1, 219, 361
2022年1月1日 (注) 4	—	10, 000	△1, 489, 195	30, 000	—	1, 219, 361
2024年9月30日 (注) 5	9, 990, 000	10, 000, 000	—	30, 000	—	1, 219, 361

(注) 1. 会社設立によるものであります。

2. 有償第三者割当 発行価格273, 883円 資本組入額273, 723円

主な割当先 ジャフコＳＶ６投資事業有限責任組合、ジャフコＳＶ６－Ｓ投資事業有限責任組合

3. 有償第三者割当 発行価格273, 883円 資本組入額136, 942円

主な割当先 ジャフコＳＶ６投資事業有限責任組合、ジャフコＳＶ６－Ｓ投資事業有限責任組合

4. 会社法第447条第1項の規定に基づき、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図るため、資本金を減少し、
その他資本剰余金へ振り替えたものであります（減資割合98. 0%）。

5. 株式分割によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2025年4月30日現在

2023年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	3	—	—	—	3	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	100,000	—	—	—	100,000	—
所有株式数 の割合（％）	—	—	—	100	—	—	—	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000,000	100,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	10,000,000	—	—
総株主の議決権	—	100,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と持続的成長による企業価値向上を経営の最重要課題と認識しております。利益還元につきましては、資本政策における重要項目であるとの認識の下、運転資金、将来の事業基盤強化に向けた投資資金及び財務基盤の強化に必要な内部留保のバランスを考慮し、のれん償却前当期純利益に対する配当性向50%を目安として配当を実施する考えであります。なお、為替変動等の外部要因によってのれん償却前当期純利益は変動する可能性はございますが、これら影響を考慮した上で、安定的な配当の実施を目指してまいります。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としております。資本政策の機動性を確保するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、同項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に規定しております。また、期末配当のほか、中間配当及び臨時配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、事業拡大のための採用強化、知名度向上のための企業ブランド強化、新規製品創出のための研究開発投資資金等に充当し、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

上記の基本方針のもと、最近事業年度以降、本書提出日までに決議された剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年5月24日 定時株主総会決議	652,304	65,230.45
2025年5月7日 定時株主総会決議	390,036	39.00

(注) 2024年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

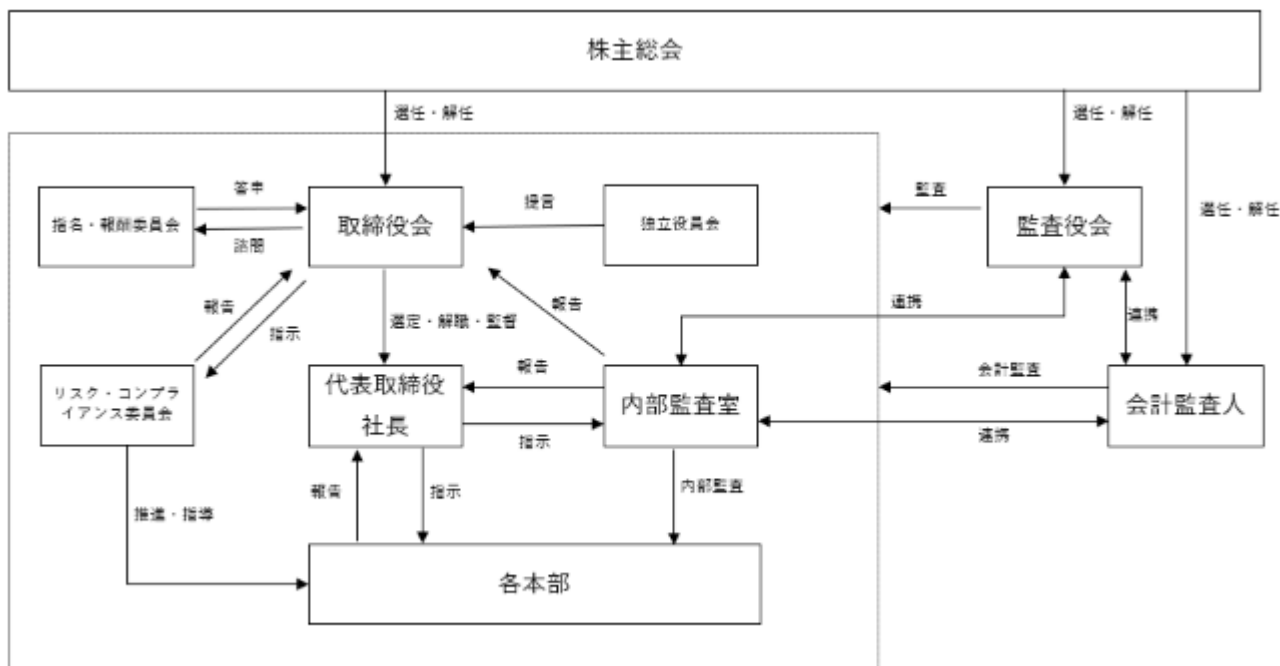
当社は、継続的な収益獲得と持続的な企業価値向上を図り、またステークホルダーとの良好な関係を構築していくためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えております。具体的には、法令等の遵守、効果的かつ効率的な内部統制、情報の適時開示、独立性ある監査機能等を通じて、経営の実効性を高めていく所存であります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社を採用しており、株主総会のほか、取締役会、監査役会、会計監査人を機関として設置しております。

当社の企業統治体制は、以下のとおりであります。



(i) 取締役会

取締役会は、伊澤正司（議長・代表取締役社長）、國元恵子（取締役）、藤田有香（取締役）、三好拓人（取締役CFO）、甫天和宏（取締役）、田内常夫（社外取締役）、八塩圭子（社外取締役）の計7名で構成されており、業務執行の最高意思決定機関として、法令、定款及び社内規程に基づき、経営方針等の経営に関する重要事項の意思決定や業績の進捗確認、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は原則として月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(ii) 監査役会

監査役会は山川信行（議長・常勤社外監査役）、久島伸昭（社外監査役）、三浦紗耶加（社外監査役）の計3名で構成されており、3名全員が社外監査役です。監査役は取締役会に出席し、取締役会での意思決定事項、各取締役の業務執行に関する監視機能を果たすとともに、原則として月1回の監査役会を開催し、監査の実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。また、内部監査室や会計監査人とも連携し、監査の実効性向上を目指しております。

(iii) 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、独立社外取締役である田内常夫を委員長とし、委員は代表取締役社長伊澤正司、独立社外取締役の田内常夫及び八塩圭子の計3名で構成されており、必要に応じて臨時に開催しております。取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会より諮問を受けた事項について審議を行い、取締役会に答申を行っております。

指名・報酬委員会設置後から本書提出日現在までにおける開催状況及び出席状況については、次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数/開催回数	出席率
代表取締役社長	伊澤 正司	4 回/ 4 回	100%
取締役（社外取締役）	田内 常夫	4 回/ 4 回	100%
取締役（社外取締役）	八塩 圭子	4 回/ 4 回	100%

（iv）独立役員会

社外役員で構成される任意の機関として独立役員会を設けており、当社の事業及びコーポレート・ガバナンスに関する事項等について幅広く意見交換・議論を行っております。

（v）会計監査人

会計監査人は三優監査法人を選任し、独立した立場から会計監査を受けております。

（vi）内部監査室

内部監査室は、2 名を配置しております。法令及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性等について、当社各本部に対し内部監査を実施し、代表取締役社長のほか、取締役会及び監査役会に結果を報告しております。また、被監査本部に対して業務改善に向け勧告を行い、業務の適正化を進めております。

（vii）リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長、経営企画室長、管理本部長及び代表取締役社長が指名する者で構成されております。委員会は、3 ヶ月に 1 度の定期開催と必要に応じて臨時開催を行い、当社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題について協議・決定を行っております。

b 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明性の確保・向上及び経営環境の変化に対する迅速な対応を図るため、上記の体制を採用しております。また、社外取締役及び社外監査役による客観的・中立的な立場からの助言・提言により経営の監視・監督体制の強化を図っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制整備と管理体制のより一層の充実を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりです。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、適切に職務を遂行するため、当社の事業活動の基本となる企業理念・企業行動指針・役職員行動規範を定め、当社の取締役及び使用人にこれに関する継続的な教育・啓発を行う体制を構築する。
- (2) 当社は、法令及び定款の遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、法令及び定款に反する行為を未然に防止し、実効性を確保するために社内規程を整備する。
- (3) 当社は、当社の取締役及び使用人のコンプライアンスの意識の徹底・向上を図るため、コンプライアンス施策の最高責任者を定め、コンプライアンス通報制度に関する規程を整備し、当社役職員が利用可能な社外の外部通報窓口を設置する。
- (4) 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- (5) 当社は、監査役会を設置し、独立した立場から、取締役の職務執行状況の監査を行い、経営の健全性の維持並びに一層の向上を図る。

(6) 当社は、内部監査部門を設置し、法令及び定款等の遵守状況及び業務の効率性について監査し、その結果を社長及び取締役会に報告する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書（電磁的な記録を含む）等、その他取締役の職務の執行に係る情報を、法令、定款及び社内規程に基づき、適正に作成、保存、管理、廃棄し、取締役が必要に応じて随時閲覧できる状態を維持する。
- (2) 情報の管理については、社内規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理に関する社内規程を定め、規程に従ってリスク管理体制を構築・整備・運用する。
- (2) 当社は、取締役会、その他の会議における業務執行に関する決議又は報告を通じて新たなリスクの発生の可能性の把握に努める。
- (3) 内部監査部門は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、その結果を社長及び取締役会に報告する。
- (4) リスクが発生し、顕在・潜在を問わず重大な損害の発生が予想される場合には、社長の判断及び指示のもと、速やかに対応責任者を定め、情報収集、対応策の検討・決定及び実施等により、事態の早期解決を図る。
- (5) リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の担当職務及び職務権限と責任を明確にした上で、効率かつ迅速な職務遂行・意思決定を可能とする体制を構築する。
- (2) 当社は、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を行う。
- (3) 各取締役は、取締役会で承認された年次予算及び中期経営計画に基づき、担当職務における目標達成のために活動し、その達成に向けて、月次で進捗を管理し、定例取締役会で定期的な進捗報告を行い、取締役の業務執行状況の監督を行う。

e. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「職務権限基準表」及び「関係会社管理規程」にて当社の取締役会の承認を得なければならない事項や当社への報告事項を定めております。また、子会社の財政状態、経営成績、業務の進捗及び損失の危険性が生じる事象について報告させる体制を構築しており、業務の適正を確保しております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下補助使用人という)を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役が求めた場合には、補助使用人又は補助使用人から構成される監査役会事務局を設置し、監査役の業務を補助する。
- (2) 補助使用人は、監査役が指示をした補助業務については、監査役の指揮命令下で業務を行い、取締役の指揮命令下には服さず、監査役以外からの指揮命令は受けない。
- (3) 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒に関する決定は、監査役の同意を要する。
- (4) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、随時、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書を閲覧させる。

g. 監査役会への報告に関する体制

(1) 監査役会の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は、以下の事項が発生した場合、速やかに監査役会に報告する。

- ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生したとき
- ・ 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したとき
- ・ その他当社の信用を毀損するおそれのある事実を発見したとき
- ・ 上記に準じ、当社の事業運営上重要な影響を及ぼす事実を発見したとき

h. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、監査役会へ報告や内部通報を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する旨を周知徹底し、当該報告者及び当該報告内容について厳重な情報管理を実施する。

i. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他のその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用、償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務が、監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかにこれに応じる。
- (2) 監査役が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。

j. 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が職務執行に関する社内の重要事項を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会やその他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査等、監査役が活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (3) 監査役、内部監査部門及び会計監査を委嘱している監査法人等は、それぞれの監査計画や監査結果についての意見交換を行えるよう定期的な協議の場を設ける。

k. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを社内規程に定め、全役職員に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

④ 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款で定めております。

⑤ 取締役の選任

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑥ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、取締役会の決議によって会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1号各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、将来の経営の機動性を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

⑪ 取締役会の活動状況

最近事業年度において当社取締役会を月1回以上開催しており、取締役の出席状況については以下のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数/開催回数	出席率
代表取締役社長	伊澤 正司	17回/17回	100%
取締役製品本部長	國元 恵子	17回/17回	100%
取締役営業本部長	藤田 有香	17回/17回	100%
取締役	水谷 太志（注）1	6回/6回	100%
取締役	中山 普義（注）1	6回/6回	100%
取締役CFO兼管理本部長	三好 拓人	17回/17回	100%
取締役経営企画室長兼内部監査室長	甫天 和宏（注）2	13回/13回	100%
取締役（社外取締役）	田内 常夫	17回/17回	100%
取締役（社外取締役）	八塩 圭子	17回/17回	100%

（注） 1. 水谷太志氏及び中山普義氏は、2024年7月11日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2. 甫天和宏氏は、2024年5月24日開催の定時株主総会において、新たに取締役に選任されましたので取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討事項は、以下のとおりです。

- ・当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項
- ・株主総会の決議により授権された事項
- ・法令及び定款に定められた事項
- ・その他当社の経営に関する重要な事項

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性4名(役員のうち女性の比率40.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	伊澤 正司	1964年12月23日	1987年4月	三喜商事株式会社 入社	(注) 3	2,500,000 (注) 5
			1989年4月	伊沢タオル株式会社(現 当社) 入社		
			1997年4月	同社 代表取締役社長 就任(現任)		
			1997年4月	インタークラフト通商株式会社 代表取締役 就任		
			2016年6月	IZAWA TEXTILE CO., LIMITED CEO 就任(現任)		
			2025年1月	IZAWA TOWEL INC CEO 就任(現任)		
取締役製品本部長	國元 恵子	1974年11月5日	1995年4月	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 入社	(注) 3	—
			2004年6月	株式会社スタッフサービスより株式会社近畿大阪銀行(現 株式会社関西みらい銀行) 就業		
			2005年10月	株式会社スタッフサービスより損害保険ジャパン株式会社 就業		
			2006年4月	株式会社キャリアパワーより京都学園大学(現 京都先端科学大学) 図書館 就業		
			2010年7月	伊沢タオル株式会社(現 当社) 入社		
			2020年4月	同社 生産管理本部兼海外事業部 部長		
			2021年4月	同社 取締役生産本部長(現 取締役製品本部長) 就任(現任)		
取締役営業本部長	藤田 有香	1988年9月3日	2011年6月	インタークラフト通商株式会社 入社(現 当社)	(注) 3	—
			2019年4月	同社 企画営業部兼技術開発本部 部長		
			2021年4月	伊沢タオル株式会社(現 当社) 取締役営業本部長 就任(現任)		
取締役CFO兼管理本部長	三好 拓人	1988年11月16日	2013年2月	新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所	(注) 3	—
			2018年4月	株式会社スカイディスク 経理 マネージャー		
			2020年3月	同社 管理部長		
			2022年4月	当社 執行役員CFO兼管理本部長		
			2023年8月	当社 取締役CFO兼管理本部長 就任(現任)		
取締役経営企画室長兼内部監査室長	甫天 和宏	1967年6月6日	1990年4月	三菱商事株式会社 入社	(注) 3	—
			2003年12月	Mitsubishi France S.A.S. 出向		
			2012年9月	三菱商事株式会社ヤンゴン事務所 副所長		
			2021年10月	伊沢タオル株式会社(現 当社) 執行役員経営企画室長		
			2023年3月	当社 執行役員経営企画室長兼内部監査室長		
			2024年5月	当社 取締役経営企画室長兼内部監査室長 就任(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	田内 常夫	1957年1月24日	1981年4月	本田技研工業株式会社 入社	(注) 1, 3	—
			2004年6月	株式会社本田技術研究所 常務取締役 就任		
			2006年4月	ホンダオブアメリカマニュファクチャリング・インコーポレーテッド 取締役副社長 就任		
			2006年6月	本田技研工業株式会社 執行役員		
			2008年4月	ホンダオブアメリカマニュファクチャリング・インコーポレーテッド 取締役社長 就任		
			2009年4月	本田技研工業株式会社 四輪事業本部長		
			2009年6月	同社 取締役 就任		
			2011年4月	同社 取締役執行役員 就任		
			2011年6月	株式会社ケーヒン（現 日立Astemo株式会社）代表取締役社長 就任		
			2016年6月	本田技研工業株式会社 社友（現任）		
			2019年6月	岩崎電気株式会社 社外取締役 就任（非常勤）		
			2021年6月	メタウォーター株式会社 社外取締役 就任（現任）		
			2024年2月	当社 社外取締役 就任（現任）		
取締役	八塩 圭子	1969年9月12日	1993年4月	株式会社テレビ東京 入社	(注) 1, 3	—
			2006年4月	関西学院大学 助教授（現 准教授） 就任		
			2009年4月	学習院大学 特別客員教授 就任		
			2016年4月	東洋学園大学 准教授 就任		
			2021年4月	東洋学園大学 教授 就任（現任）		
			2023年4月	日本マーケティング学会 副会長（現任）		
			2023年7月	一般社団法人ブランドマネージャー認定協会 顧問（現任）		
			2024年2月	当社 社外取締役 就任（現任）		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	山川 信行	1969年9月19日	1997年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所	(注) 2, 4	—
			2016年6月	山川信行公認会計士事務所 設立 所長（現任）		
			2016年6月	株式会社NHKメディアテクノロジー（現 株式会社NHKテクノロジーズ） 常勤監査役 就任		
			2017年6月	一般財団法人NHKサービスセンター（現 一般財団法人NHK財団） 監事（非常勤） 就任		
			2017年6月	一般財団法人NHKエンジニアリングシステム（現 一般財団法人NHK財団） 監事（非常勤） 就任		
			2020年4月	株式会社ウィズダムアカデミー 監査役（非常勤） 就任（現任）		
			2023年8月	当社 社外監査役 就任（現任）		
監査役	久島 伸昭	1959年2月11日	1982年4月	株式会社電通 入社	(注) 2, 4	—
			2016年4月	同社 電通チャイナグループCEO 就任		
			2017年3月	電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社（現 株式会社電通東日本） 代表取締役 就任		
			2018年4月	株式会社電通イースリー（現 株式会社電通ランウェイ） 代表取締役社長 就任		
			2020年1月	株式会社電通 監査役（常勤） 就任		
			2023年4月	東日本国際大学客員 教授 就任（現任）		
			2023年8月	当社 社外監査役（非常勤） 就任（現任）		
監査役	三浦 紗耶加	1986年9月25日	2012年12月	弁護士法人ブリッジルーツ 入所	(注) 2, 4	—
			2016年3月	三浦法律事務所 設立 所長		
			2018年2月	ストームハーバー証券株式会社 入社		
			2022年3月	Earth Technology Group株式会社（現 ETホールディングス株式会社） 社外監査役（非常勤） 就任（現任）		
			2022年3月	Earth Technology株式会社 監査役（非常勤） 就任（現任）		
			2022年3月	Cloudin株式会社 監査役（非常勤） 就任（現任）		
			2023年10月	当社 社外監査役（非常勤） 就任（現任）		
			2024年8月	ストームハーバー証券株式会社 金融商品部長（現任）		
			2024年12月	株式会社HROTTI 社外監査役（非常勤） 就任（現任）		
			2025年3月	株式会社キャリタス 社外取締役 就任（現任）		

- (注) 1. 取締役 田内常夫、八塩圭子は、社外取締役であります。八塩圭子は、旧姓且つ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は金子圭子であります。
2. 監査役 山川信行、久島伸昭、三浦紗耶加は、社外監査役であります。
3. 取締役伊澤正司、國元恵子、藤田有香、三好拓人、甫天和宏、田内常夫、八塩圭子の任期は、2025年5月7日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役山川信行、久島伸昭及び三浦紗耶加の任期は、2024年7月11日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 代表取締役社長伊澤正司の所有株式数は、同氏の資産管理会社である伊澤キャピタルパートナーズ合同会社が所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名となっております。

社外役員が企業統治において果たす機能及び役割については、独立した中立な立場から、取締役会等において意思決定される事項等、経営判断に透明性があり、違法性がなく、また、当社の社内事情に偏ることがないようにチェック機能を担っております。なお、社外役員の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準、及び当社の「社外役員の独立性判断基準」を充足する候補者を選定するものとしております。

社外取締役 田内常夫は、上場会社での経営全般に関する豊富な経験を有しております。それらを活かす形で、独立した客観的な立場により当社の経営の監督とチェック機能を果たす人物であり、当社社外取締役として適任であると判断しております。なお、本書提出日現在、当社との人的関係、資本的关系、又は取引その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えております。

社外取締役 八塩圭子は、マーケティング研究、コミュニケーション戦略、SDGsやウェルビーイングについての知見及びメディアにおけるキャリアを有しております。それらを活かす形で、独立した客観的な立場により当社の経営の監督とチェック機能を果たす人物であり、当社社外取締役として適任であると判断しております。なお、本書提出日現在、当社との人的関係、資本的关系、又は取引その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えております。

社外監査役 山川信行は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知見、経験を有しております。それらを活かす形で、独立した客観的な立場により当社の監査、経営の監督とチェック機能を果たす人物であり、当社社外監査役として適任であると判断しております。なお、本書提出日現在、当社との人的関係、資本的关系、又は取引その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えております。

社外監査役 久島伸昭は、上場会社グループでの経営全般及び監査役監査に関する豊富な経験を有しております。それらを活かす形で、独立した客観的な立場により当社の監査、経営の監督とチェック機能を果たす人物であり、当社社外監査役として適任であると判断しております。なお、本書提出日現在、当社との人的関係、資本的关系、又は取引その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えております。

社外監査役 三浦紗耶加は、弁護士としての法務に関する専門的な知見、経験を有しております。それらを活かす形で、独立した客観的な立場により当社の監査、経営の監督とチェック機能を果たす人物であり、当社社外監査役として適任であると判断しております。なお、本書提出日現在、当社との人的関係、資本的关系、又は取引その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、毎月実施される内部監査室の監査内容と結果の報告を受け、助言等を行っております。また、社外役員全員により構成される独立役員会において、ガバナンス強化を目的とした協議、意見交換を実施しております。

社外監査役は、社外取締役、内部監査室、内部統制部門及び会計監査人と、定期的にあるいは必要に応じて協議を行い、監査結果及び内部統制状況の報告や意見交換を行うことで、連携に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名（うち社外監査役1名）及び非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成されております。

監査役は、様々な経営環境や社会環境を踏まえて、重点監査事項を設定の上で年間での監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しております。モニタリング機能としての監査の実効性及び監査効率を高めるために、会計監査人及び内部監査担当との定期的な情報交換により緊密な連携に努めております。

監査役会は、法令、定款、「監査役会規則」及び「監査役監査規程」に基づき、取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、業務執行取締役から担当業務の現状等について直接聴取し、監査役会として意見を協議・決定しております。

なお、社外監査役の山川信行は、公認会計士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役の三浦紗耶加は、弁護士資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。

最近事業年度において監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
山川 信行	13	13	100%
久島 伸昭	13	13	100%
三浦 紗耶加	13	13	100%
南黒沢 晃(注) 1	5	5	100%

(注) 1. 南黒沢晃氏は、2024年7月11日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、任期満了により監査役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された監査役会の出席状況を記載しております。

監査役会における主な検討事項の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会及び取締役の意思決定並びに業務執行取締役の職務執行の適法性
- ・内部統制システムの有効性
- ・競業取引及び利益相反取引
- ・会計監査人の職務遂行の相当性

また、常勤の監査役の活動として、代表取締役社長及び業務執行取締役へのヒアリング、重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、三様監査の情報共有等を実施しており、日常業務レベルで経営情報を収集し、監査役会に報告しております。

② 内部監査の状況

当社は、業務執行ラインから独立した組織として内部監査室を設置し、当社の経営効率の向上、業務運営の改善並びに経営秩序の維持及び会社財産の保全に資することを目的として、当社全本部・室・グループの業務全般を対象とした内部監査を実施しております。経営企画室長を兼務する内部監査室長と、内部監査担当者1名が内部監査業務を行っております。内部監査が自己監査とならないよう、内部監査室長が兼務する経営企画室の監査は、内部監査担当者が行っております。

内部監査は、各部門に対して年1回以上行えるように監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得た後に、監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果については、代表取締役社長に報告し、被監査部門に通達しております。被監査部門に対しては、監査結果としての改善事項を指摘し、改善完了までのモニタリングをしております。また、内部監査の実効性を確保するため、代表取締役社長のみならず、取締役会及び監査役会に対しても直接監査結果に関する報告を行っております。内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携については、定期的に常勤監査役との面談及び監査役会との連携、また会計監査人を含めた三者での打合せの場を設けて、情報共有を図っております。内部統制部門との連携につきましては、必要に応じて随時、報告や意見交換を実施し、監査結果及び内部統制状況の報告や意見交換を行うことで、連携に努めております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

三優監査法人

b 継続監査期間

3年間

c 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員：山本 公太

指定社員 業務執行社員：中西 耕一郎

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 12名

e 監査法人の選定方針と理由

公益社団法人日本監査役協会の定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に記載されている会計監査人の選定基準項目に従い、監査法人の概要、監査の実施体制及び監査報酬見積額等を総合的に検討のうえ、選定することとしており、当該方針に基づき適任と判断したため、当該監査法人を選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不信任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役会による監査法人の評価等

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会の定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき評価を行っております。会計監査人である監査法人の監査品質、独立性及び専門性、監査役及び経営者等とのコミュニケーションの有効性等を総合的に評価・勘案した結果、適任と判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度（2024年2月期）		最近事業年度（2025年2月期）	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
25,000	—	26,700	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

事前に監査法人からの見積書の提示を受け、監査計画、監査日数及び当社の規模等を総括的に勘案し、監査役会の同意を得たうえで、監査法人との協議を行い、監査報酬を決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、定時株主総会後の取締役会において、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役の報酬等を決定しております。各取締役の報酬等を具体的に決定する権限は代表取締役社長伊澤正司に委任しております。代表取締役社長へ権限を委任した理由は、当社全体の業績及び各業務執行取締役の職務執行状況を評価し、各取締役の報酬等について決定するには代表取締役社長による決定が最も適していると考えられるからであります。

また、当社は、各取締役の報酬等を決定する権限が代表取締役社長により適切に行使されるようにするため、取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、代表取締役社長が作成した報酬水準等について審議し答申しております。当社の取締役の報酬等は、2024年3月設置の任意の指名・報酬委員会において慎重な協議を重ね、2025年3月28日開催の任意の指名・報酬委員会で答申を決定、2025年5月7日開催の取締役会で答申を踏まえ方針を決定いたしました。なお、報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2024年5月24日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を192,000千円とするものであります。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会で協議し、監査役全員の同意のもと、個別の報酬額を決定しております。なお、監査役報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2024年5月24日であり、決議の内容は監査役年間報酬上限を20,000千円とするものであります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	94,770	94,770	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	18,600	18,600	—	—	5

③ 役員毎の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2023年3月1日から2024年2月29日まで)及び当事業年度(2024年3月1日から2025年2月28日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

- | | |
|-----------|------|
| ① 資産基準 | 0.7% |
| ② 売上高基準 | 0.3% |
| ③ 利益基準 | 4.0% |
| ④ 利益剰余金基準 | 4.8% |

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等各種団体が主催するセミナーへの参加や、専門書籍の購読等により、積極的な情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月 29 日)	当事業年度 (2025年 2 月 28 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,884,848	1,676,593
受取手形	11,694	6,573
売掛金	1,584,159	1,502,618
電子記録債権	335,520	225,338
商品及び製品	270,804	419,102
貯蔵品	70	84
前払費用	31,498	24,678
為替予約	393,420	332,355
その他	3,887	7,434
流動資産合計	4,515,904	4,194,779
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	98,206	93,738
機械及び装置（純額）	0	0
車両運搬具（純額）	236	0
工具、器具及び備品（純額）	7,341	5,702
土地	620,152	620,152
有形固定資産合計	※ 1 725,937	※ 1 719,593
無形固定資産		
のれん	3,526,945	3,325,405
ソフトウェア	2,355	1,617
その他	137	137
無形固定資産合計	3,529,438	3,327,160
投資その他の資産		
関係会社株式	2,678	2,678
敷金及び保証金	12,273	11,950
長期前払費用	283	1,023
為替予約	227,574	76,990
繰延税金資産	75,141	45,901
投資その他の資産合計	317,950	138,543
固定資産合計	4,573,326	4,185,297
資産合計	9,089,230	8,380,076

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月 29 日)	当事業年度 (2025年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	613,445	565,263
返金負債	84,412	127,163
1 年内返済予定の長期借入金	※ 2 230,000	※ 2 230,000
未払金	71,556	89,987
未払費用	28,917	32,862
未払法人税等	694,972	368,960
前受金	1,365	—
預り金	2,410	2,773
賞与引当金	17,129	15,793
その他	93,968	—
流動負債合計	1,838,177	1,432,805
固定負債		
長期借入金	※ 2 3,295,000	※ 2 3,065,000
固定負債合計	3,295,000	3,065,000
負債合計	5,133,177	4,497,805
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
資本準備金	1,219,361	1,219,361
その他資本剰余金	1,489,195	1,489,195
資本剰余金合計	2,708,556	2,708,556
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,217,348	1,143,577
利益剰余金合計	1,217,348	1,143,577
株主資本合計	3,955,904	3,882,133
新株予約権	148	138
純資産合計	3,956,053	3,882,271
負債純資産合計	9,089,230	8,380,076

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
売上高	※1 9,938,817	※1 9,825,360
売上原価	※2 7,650,095	※2 7,791,047
売上総利益	2,288,721	2,034,312
販売費及び一般管理費	※3, 4 1,319,144	※3, 4 1,396,175
営業利益	969,576	638,137
営業外収益		
為替差益	867,210	367,048
その他	9,585	7,749
営業外収益合計	876,795	374,798
営業外費用		
支払利息	33,884	27,193
資金調達費用	39,861	1,999
上場関連費用	—	3,000
その他	749	662
営業外費用合計	74,495	32,855
経常利益	1,771,877	980,080
税引前当期純利益	1,771,877	980,080
法人税、住民税及び事業税	725,850	372,306
法人税等調整額	△57,042	29,239
法人税等合計	668,807	401,546
当期純利益	1,103,069	578,533

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
期首商品及び製品棚卸高		193,019	100.0	270,804	100.0
当期商品仕入高		7,727,881		7,939,346	
合計		7,920,900		8,210,150	
期末商品及び製品棚卸高		270,804		419,102	
売上原価		7,650,095		7,791,047	

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	1,219,361	1,489,195	2,708,556
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	30,000	1,219,361	1,489,195	2,708,556

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	114, 278	114, 278	2, 852, 835	148	2, 852, 983
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益	1, 103, 069	1, 103, 069	1, 103, 069		1, 103, 069
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1, 103, 069	1, 103, 069	1, 103, 069	—	1, 103, 069
当期末残高	1, 217, 348	1, 217, 348	3, 955, 904	148	3, 956, 053

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	1,219,361	1,489,195	2,708,556
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	30,000	1,219,361	1,489,195	2,708,556

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	1, 217, 348	1, 217, 348	3, 955, 904	148	3, 956, 053
当期変動額					
剰余金の配当	△652, 304	△652, 304	△652, 304		△652, 304
当期純利益	578, 533	578, 533	578, 533		578, 533
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△10	△10
当期変動額合計	△73, 770	△73, 770	△73, 770	△10	△73, 781
当期末残高	1, 143, 577	1, 143, 577	3, 882, 133	138	3, 882, 271

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,771,877	980,080
減価償却費	11,527	10,940
のれん償却額	201,539	201,539
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,699	△1,335
受取利息及び受取配当金	△6	△51
支払利息	33,884	27,193
資金調達費用	39,861	1,999
為替差損益 (△は益)	△25,349	△36,398
売上債権の増減額 (△は増加)	145,060	196,844
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△77,776	△148,312
為替予約 (資産) の増減額 (△は増加)	△611,374	211,648
仕入債務の増減額 (△は減少)	△142,669	△48,181
未払金の増減額 (△は減少)	△23,879	12,762
その他	64,471	△39,485
小計	1,395,866	1,369,245
利息及び配当金の受取額	4	43
利息の支払額	△33,884	△27,193
法人税等の支払額	△44,878	△698,311
法人税等の還付額	105,309	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,422,418	643,784
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3,000	—
定期預金の払戻による収入	57,647	—
有形固定資産の取得による支出	△1,449	△4,132
無形固定資産の取得による支出	△541	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	52,656	△4,132
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	3,717,450	—
長期借入金の返済による支出	△3,985,000	△230,000
資金調達費用の支出	△3,704	△2,000
配当金の支払額	—	△652,304
財務活動によるキャッシュ・フロー	△271,254	△884,304
現金及び現金同等物に係る換算差額	25,349	36,398
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,229,169	△208,254
現金及び現金同等物の期首残高	655,679	1,884,848
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,884,848	※1 1,676,593

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります

建物	4～28年
機械及び装置	7年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

当社は、タオル製品の企画、製造及び販売を行っております。

この製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き、割戻し及び顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。また、顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等に基づき算定し、返金負債として計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

9 のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります

建物	4～28年
----	-------

機械及び装置	7年
--------	----

車両運搬具	4年
-------	----

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

(2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

当社は、タオル製品の企画、製造及び販売を行っております。

この製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き、割戻し及び顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。また、顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等に基づき算定し、返金負債として計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

9 のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. のれんの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)	
のれん	3,526,945

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社で計上したのれんは、2021年8月に旧伊澤タオル株式会社及びインタークラフト通商株式会社を取得した際に認識されたものであります。当該のれんは2022年3月に当社を存続会社とする吸収合併によって当社へ引き継いでおります。

のれんの算定の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りは、対象会社の過去の業績や事業計画を基礎として見積もっております。当該事業計画の主要な仮定は売上予測、成長率及び営業利益率であります。

将来キャッシュ・フローの生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動や見積りの前提とした条件や仮定の変更により、実際に生じた時期及び金額が見積りを下回った場合には、翌事業年度以降においてのれんの減損損失を認識し、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. のれんの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)	
のれん	3,325,405

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社で計上したのれんは、2021年8月に旧伊澤タオル株式会社及びインタークラフト通商株式会社を取得した際に認識されたものであります。当該のれんは2022年3月に当社を存続会社とする吸収合併によって当社へ引き継いでおります。

のれんの算定の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りは、対象会社の過去の業績や事業計画を基礎として見積もっております。当該事業計画の主要な仮定は売上予測、成長率及び営業利益率であります。

将来キャッシュ・フローの生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動や見積りの前提とした条件や仮定の変更により、実際に生じた時期及び金額が見積りを下回った場合には、翌事業年度以降においてのれんの減損損失を認識し、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 法人税、住民税及び事業税に関する会計基準等

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2026年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年 2 月 29 日)	当事業年度 (2025年 2 月 28 日)
有形固定資産の減価償却累計額	145,289 千円	155,168 千円

※ 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 2 月 29 日)	当事業年度 (2025年 2 月 28 日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	－ 〃	－ 〃
計	1,000,000千円	1,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
	2,573千円	791千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
運賃	199,078千円	216,645千円
広告宣伝費	196,550 "	189,974 "
役員報酬及び給与手当	347,278 "	400,311 "
賞与引当金繰入額	46,639 "	50,063 "
減価償却費	11,527 "	10,940 "
のれん償却額	201,539 "	201,539 "
おおよその割合		
販売費	31.1%	30.6%
一般管理費	68.9 "	69.4 "

※4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
一般管理費	25,231千円	27,156千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,000	—	—	10,000

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	148
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	148

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	652,304	65,230.45	2024年2月29日	2024年5月24日

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,000	9,990,000	—	10,000,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加 9,990,000株

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	138
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	138

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	652,304	65,230.45	2024年2月29日	2024年5月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月7日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	390,036	39.00	2025年2月28日	2025年5月7日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	1,884,848千円	1,676,593千円
現金及び現金同等物	1,884,848千円	1,676,593千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、必要な資金は金融機関からの借入により調達し、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は、為替相場の変動リスクを軽減するため為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建てのものも含まれ、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してリスクを低減しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務の為替の変動リスクを軽減するため為替予約取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、高格付を有する金融機関に取引相手先を限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*2)	3,525,000	3,503,105	△21,894
敷金及び保証金	12,273	11,429	△843
デリバティブ取引(*3)	620,994	620,994	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(*4) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
関係会社株式	2,678

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,884,848	—	—	—
受取手形	11,694	—	—	—
売掛金	1,584,159	—	—	—
電子記録債権	335,520	—	—	—
合計	3,816,222	—	—	—

(注) 敷金及び保証金は、返還期日が確定しているものではないため、上記金額に含めていません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	230,000	230,000	230,000	230,000	2,605,000	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	620,994	—	620,994
資産計	—	620,994	—	620,994

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	11,429	—	11,429
資産計	—	11,429	—	11,429
長期借入金	—	3,503,105	—	3,503,105
負債計	—	3,503,105	—	3,503,105

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローと国債の利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、必要な資金は金融機関からの借入により調達し、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は、為替相場の変動リスクを軽減するため為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建てのものも含まれ、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してリスクを低減しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務の為替の変動リスクを軽減するため為替予約取引を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、高格付を有する金融機関に取引相手先を限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*2)	3,295,000	3,281,660	△13,339
敷金及び保証金	11,950	10,573	△1,376
デリバティブ取引(*3)	409,345	409,345	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(*4) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
関係会社株式	2,678

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	1, 676, 593	—	—	—
受取手形	6, 573	—	—	—
売掛金	1, 502, 618	—	—	—
電子記録債権	225, 338	—	—	—
合計	3, 411, 123	—	—	—

(注) 敷金及び保証金は、返還期日が確定しているものではないため、上記金額に含めていません。

(注 2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	230, 000	230, 000	230, 000	2, 605, 000	—	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	409, 345	—	409, 345
資産計	—	409, 345	—	409, 345

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	—	10, 573	—	10, 573
資産計	—	10, 573	—	10, 573
長期借入金	—	3, 281, 660	—	3, 281, 660
負債計	—	3, 281, 660	—	3, 281, 660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローと国債の利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	2,678
計	2,678

2 事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	2,678
計	2,678

2 事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	6,590,930	2,721,530	620,994	620,994
合計		6,590,930	2,721,530	620,994	620,994

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	9,734,025	3,161,703	409,345	409,345
合計		9,734,025	3,161,703	409,345	409,345

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

前事業年度(2024年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2024年9月30日に1株を1,000株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名	当社取締役 3名	当社取締役 2名 当社従業員 51名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 226,000株	普通株式 254,000株	普通株式 232,000株
付与日	2022年2月21日	2022年2月21日	2023年6月2日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年2月1日 ～ 2032年2月14日	2025年2月1日 ～ 2032年2月14日	2025年6月3日 ～ 2033年5月25日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前事業年度末	206,000	254,000	232,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	206,000	254,000	232,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	287.578	287.578	310
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単位としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法はDCF法を採用しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	210,994千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	— 千円

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益 その他(新株予約権戻入益) 10千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

前事業年度(2025年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2024年9月30日に1株を1,000株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名	当社取締役 3名	当社取締役 2名 当社従業員 51名	当社従業員 32名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 226,000株	普通株式 254,000株	普通株式 232,000株	普通株式 60,000株
付与日	2022年2月21日	2022年2月21日	2023年6月2日	2024年8月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年2月1日 ～ 2032年2月14日	2025年2月1日 ～ 2032年2月14日	2025年6月3日 ～ 2033年5月25日	2026年8月2日 ～ 2034年7月11日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前事業年度末	206,000	254,000	232,000	—
付与	—	—	—	60,000
失効	13,000	18,000	6,000	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	193,000	236,000	226,000	60,000
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	287.578	287.578	310	600
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源価値をもってストック・オプションの評価単位としております。また、単位当たりの本源価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法はDCF法を採用しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源価値の合計額

当事業年度末における本源価値の合計額	199,569千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源価値の合計額	— 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,924千円
未払事業税	65,284 "
棚卸資産	890 "
未払費用	2,458 "
その他	582 "
繰延税金資産小計	75,141千円
繰延税金資産合計	75,141千円
繰延税金資産純額	75,141千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
のれん償却額	3.9%
タックスヘイブン税制	0.4%
住民税均等割等	0.2%
税額控除	△1.1%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7%

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,463千円
未払事業税	35,241 "
棚卸資産	273 "
未払費用	4,314 "
その他	609 "
繰延税金資産小計	45,901千円
繰延税金資産合計	45,901千円
繰延税金資産純額	45,901千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
（調整）	
のれん償却額	7.1%
タックスヘイブン税制	0.7%
住民税均等割等	0.4%
税額控除	△1.7%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.0%

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が公布され、防衛特別法人税が創設されました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.6%から35.4%に変更されます。

この税率の変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、タオル製品の企画、製造及び販売を主たる事業とする単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）7 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 返金負債残高等

返金負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度
返金負債(期首残高)	82,593
返金負債(期末残高)	84,412

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、タオル製品の企画、製造及び販売を主たる事業とする単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）7 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 返金負債残高等

返金負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
返金負債(期首残高)	84,412
返金負債(期末残高)	127,163

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

当社は、タオル製品等の企画、製造及び販売を主たる事業とする単一セグメントであり、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社は、タオル製品等の企画、製造及び販売を主たる事業とする単一セグメントであり、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社BANDAI SPIRITS	2,115,683	タオル製品等の企画、製造及び販売
アマゾンジャパン合同会社	1,871,941	タオル製品等の企画、製造及び販売

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社BANDAI SPIRITS	1,819,794	タオル製品等の企画、製造及び販売
アマゾンジャパン合同会社	1,662,908	タオル製品等の企画、製造及び販売

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

当社は、タオル製品等の企画、製造及び販売を主たる事業とする単一セグメントであり、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社は、タオル製品等の企画、製造及び販売を主たる事業とする単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり純資産額	395.59円	388.21円
1株当たり当期純利益	110.31円	57.85円

- (注) 1. 当社は、2024年9月30日付で株式1株につき1,000株の割合で分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	1,103,069	578,533
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,103,069	578,533
普通株式の期中平均株式数(株)	10,000,000	10,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数692個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数715個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2024年2月29日)	当事業年度末 (2025年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	3,956,053	3,882,271
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	148	138
(うち新株予約権)(千円)	(148)	(138)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,955,904	3,882,133
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,000,000	10,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(2025年2月28日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	211,051	1,454	—	212,505	118,767	5,923	93,738
機械装置	4,000	—	—	4,000	3,999	—	0
工具、器具及び備品	33,636	2,081	—	35,717	30,014	3,719	5,702
車両運搬具	2,386	—	—	2,386	2,385	236	0
土地	620,152	—	—	620,152	—	—	620,152
有形固定資産計	871,226	3,535	—	874,761	155,168	9,879	719,593
無形固定資産							
のれん	4,030,794	—	—	4,030,794	705,388	201,539	3,325,405
ソフトウェア	3,690	—	—	3,690	2,073	738	1,617
その他	137	—	—	137	—	—	137
無形固定資産計	4,034,622	—	—	4,034,622	707,462	202,277	3,327,160
長期前払費用	283	1,739	998	1,023	—	—	1,023

(注) 長期前払費用は、期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	230,000	230,000	0.9	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,295,000	3,065,000	0.9	2028年8月31日
合計	3,525,000	3,295,000	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	230,000	230,000	2,605,000	—

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	17,129	15,793	10,591	6,538	15,793

(注) 賞与引当金の当期減少額(その他)は、支給見込額と実支給額の差額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年2月28日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	58
預金	
当座預金	613,966
普通預金	511,538
外貨預金	551,029
計	1,676,535
合計	1,676,593

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アマゾンジャパン合同会社	636,975
株式会社BANDAI SPIRITS	232,034
株式会社大創産業	80,977
株式会社Francfranc	61,425
コストコホールセールジャパン株式会社	54,326
その他	436,877
合計	1,502,618

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
1,584,159	10,925,367	11,006,909	1,502,618	88.0	51.5

③ 受取手形
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社パル	6,573
合計	6,573

期日別内訳

期日	金額(千円)
2025年3月満期	5,362
2025年5月満期	1,211
合計	6,573

④ 電子記録債権
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社セガフエイブ	120,043
株式会社BANDAI SPIRITS	59,812
株式会社サザビーリーグ	24,013
株式会社西松屋チェーン	18,118
株式会社千趣会	1,247
その他	2,102
合計	225,338

期日別内訳

期日	金額(千円)
2025年3月満期	92,131
2025年4月満期	47,756
2025年5月満期	14,061
2025年6月満期	71,388
合計	225,338

⑤ 商品及び製品

区分	金額(千円)
タオル等製品	419,102
合計	419,102

⑥ 貯蔵品

区分	金額(千円)
事務用備品	84
合計	84

⑦ 買掛金

相手先	金額(千円)
Sunvim Group Co.,Ltd.	383,561
伊藤忠商事株式会社	34,738
有限会社吉井啓	28,259
SHARADHA TERRY PRODUCTS LIMITED	21,493
NANTONG LONGDU HOME TEXTILE CO.,LTD.	17,480
その他	79,731
合計	565,263

⑧ 未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税、住民税及び事業税	368,960
合計	368,960

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月末日、2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.izawa-towel.com/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
取得請求権付株式の取得を請求する権利
募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第 1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2023年6月2日	2024年8月1日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 232,000株	普通株式 60,000株
発行価格	310円 (注) 3	600円 (注) 3
資本組入額	155円	300円
発行価額の総額	71,920,000円	36,000,000円
資本組入額の総額	35,960,000円	18,000,000円
発行方法	2023年5月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2024年7月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年2月28日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき310円	1株につき600円
行使期間	2025年6月3日から 2033年5月25日まで	2026年8月2日から 2034年7月11日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

5. 2024年9月14日開催の取締役会決議により、2024年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
6. 新株予約権①については、権利放棄及び退職等により取締役1名40,000株、従業員10名23,000株の権利が喪失しております。
7. 新株予約権②については、退職等により従業員7名12,000株の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
國元 恵子	—	会社役員	3,000	930,000 (310)	特別利害関係者等 (当社取締役)
三好 拓人	—	会社員	20,000	6,200,000 (310)	特別利害関係者等 (当社取締役)
甫天 和宏	—	会社員	20,000	6,200,000 (310)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 2024年9月14日開催の取締役会決議に基づき2024年9月30日付で普通株式1株を1,000株に分割しており、上記割当株数及び単価は株式分割後の割当株数及び単価で記載しております。

2. 三好拓人は、2023年8月1日付で当社取締役に選任されております。

3. 甫天和宏は、2024年5月24日付で当社取締役に選任されております。

4. 上記のほか、当社の従業員39名が株式の取得者であり、総数126,000株が割り当てられております。

5. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

(注) 1. 当発行は、当社の従業員25名が新株予約権の取得者であり、総数48,000株が割り当てられております。

2. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
ジャフコSV6投資事業有限責任組合(注)1	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー24階 (ジャフコグループ株式会社内)	6,000,000	57.53
伊澤キャピタルパートナーズ合同会社(注)1, 2	大阪府大阪市住吉区長居東二丁目13番12号	2,500,000	23.97
ジャフコSV6-S投資事業有限責任組合(注)1	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー24階 (ジャフコグループ株式会社内)	1,500,000	14.38
國元 恵子(注)3	—	39,000 (39,000)	0.37 (0.37)
甫天 和宏(注)3	—	24,000 (24,000)	0.23 (0.23)
—(注)4	—	22,000 (22,000)	0.21 (0.21)
三好 拓人(注)3	—	20,000 (20,000)	0.19 (0.19)
—(注)4	—	20,000 (20,000)	0.19 (0.19)
藤田 有香(注)3	—	18,000 (18,000)	0.17 (0.17)
—(注)4	—	17,000 (17,000)	0.16 (0.16)
—(注)4	—	14,000 (14,000)	0.13 (0.13)
—(注)4	—	14,000 (14,000)	0.13 (0.13)
—(注)4	—	13,000 (13,000)	0.12 (0.12)
—(注)4	—	12,000 (12,000)	0.12 (0.12)
—(注)4	—	12,000 (12,000)	0.12 (0.12)
—(注)4	—	12,000 (12,000)	0.12 (0.12)
—(注)4	—	11,000 (11,000)	0.11 (0.11)
—(注)4	—	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
—(注)4	—	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
—(注)4	—	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
—(注)4	—	9,000 (9,000)	0.09 (0.09)
—(注)4	—	9,000 (9,000)	0.09 (0.09)
—(注)4	—	9,000 (9,000)	0.09 (0.09)
—(注)4	—	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
—(注)4	—	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
—(注)4	—	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
—(注)4	—	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
—(注) 4	—	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
—(注) 4	—	7,000 (7,000)	0.07 (0.07)
—(注) 4	—	7,000 (7,000)	0.07 (0.07)
—(注) 4	—	6,000 (6,000)	0.06 (0.06)
—(注) 4	—	6,000 (6,000)	0.06 (0.06)
—(注) 4	—	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
—(注) 4	—	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
—(注) 4	—	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
—(注) 4	—	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
—(注) 4	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
—(注) 4	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
—(注) 4	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
—(注) 4	—	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
—(注) 4	—	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
—(注) 4	—	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
—(注) 4	—	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
—(注) 4	—	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
—(注) 4	—	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
—(注) 4	—	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
—(注) 4	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
—(注) 4	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
—(注) 4	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
—(注) 4	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
計	—	10,429,000 (429,000)	100.00 (4.11)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
2. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長が所有する資産管理会社）
3. 特別利害関係者等（当社取締役）
4. 当社従業員
5. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
6. （）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

伊澤タオル株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

山本公太

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

中西 耕一郎

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている伊澤タオル株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊澤タオル株式会社の2024年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違がある

かどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

伊澤タオル株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

山本公太

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

中西 耕一郎

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている伊澤タオル株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊澤タオル株式会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違がある

かどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上